

令和6年度

税務概要



秋田市

目 次

1 秋田市の概要	1
（1）位置と面積	1
（2）行政区域の変遷	1
（3）人口および世帯等の推移	1
2 秋田市行政機構	2
（1）秋田市機構等一覧表	2
（2）税務機構および職員数等調	4
3 財 政	5
（1）令和6年度一般会計歳入予算	5
（2）令和6年度一般会計歳出予算	6
（3）一般会計予算性質別分類表	7
（4）一般会計決算額調	8
（5）基準財政収入額	10
（6）基準財政収入額・基準財政需要額比較表	11
4 市税に関する調	12
（1）令和6年度市税税率表	12
（2）税目別収入状況調	14
（3）市税負担状況調	16
（4）徴税費の調	17
5 市民税に関する調	18
（1）個人市民税・県民税・森林環境税年度別調定額	18
（2）個人市民税納税義務者数	19
（3）所得者区分別課税状況	20
（4）課税標準額段階別の所得割額等調	20
（5）法人市民税年度別調定額	21
（6）法人市民税の納税義務者等に関する調	22
6 固定資産税に関する調	24
（1）固定資産税年度別調定額	24
（2）納税義務者等の数	25
（3）固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調	25
（4）土地・家屋異動状況調	25
（5）土地評価総地積および筆数調	26
（6）宅地に関する調	28
（7）土地の概要	30
（8）家屋の棟数・評価額等に関する調	32
（9）新・増築および滅失家屋調	32
（10）家屋の概要	34
（11）償却資産に関する調	34
（12）令和6年度土地の負担調整に関する調	36
（13）不均一課税に係る家屋の軽減税額調	38
（14）新築住宅に対する軽減状況調	38
7 軽自動車税に関する調	39
（1）種別割年度別調定額	39

(2) 種別割車種別台数	-----	41
(3) 環境性能割払込金の状況調	-----	41
8 市たばこ税に関する調	-----	42
9 鉱産税に関する調	-----	43
10 特別土地保有税に関する調	-----	44
11 入湯税に関する調	-----	44
12 事業所税に関する調	-----	45
13 税外収入に関する調	-----	46
(1) 譲与税および交付金の調	-----	46
(2) 地方揮発油譲与税の調	-----	46
(3) 自動車重量譲与税の調	-----	46
(4) 地方道路譲与税の調	-----	46
(5) 森林環境譲与税の調	-----	46
(6) 特別とん譲与税の調	-----	46
(7) 航空機燃料譲与税の調	-----	46
(8) 利子割交付金の調	-----	47
(9) 配当割交付金の調	-----	47
(10) 株式等譲渡所得割交付金の調	-----	47
(11) 法人事業税交付金の調	-----	47
(12) 地方消費税交付金の調	-----	47
(13) ゴルフ場利用税交付金の調	-----	47
(14) 自動車取得税交付金の調	-----	47
(15) 環境性能割交付金の調	-----	47
(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調	-----	47
(17) 手数料その他収入の調	-----	48
(18) 令和5年度証明手数料の調	-----	48
14 減免に関する調	-----	49
(1) 個人市民税の減免の状況	-----	49
(2) 法人市民税の減免の状況	-----	49
(3) 固定資産税の減免の状況	-----	49
(4) 軽自動車税（種別割）の減免の状況	-----	49
(5) 事業所税の減免の状況	-----	49
15 徴税に関する調	-----	50
(1) 督促状発送件数	-----	50
(2) 財産差押の状況	-----	50
(3) 公売の状況	-----	50
(4) 交付要求に関する調	-----	51
(5) 執行停止に関する調	-----	51
(6) 不納欠損額に関する調	-----	51
16 市税口座振替に関する調	-----	52
17 譲与税および交付金の概要	-----	54
18 市税の税率等の推移	-----	56
19 電算化に関する調	-----	83
(1) 導入経過	-----	83
(2) 導入機器の推移	-----	83
(3) 端末機等の設置台数の推移	-----	83
20 税に関する広報活動の概要	-----	84

1 秋田市の概要

(1) 位置と面積

○市役所の位置 { 秋田市山王一丁目1番1号
北緯 39° 43' 12"
東経 140° 06' 13"
海拔 6.95m

○市の面積 906.07km² { 東西 43.03km
南北 46.20km

(2) 行政区域の変遷



編入年月日	面積(km ²)	人口(人)	世帯	備考
明治 22年 4月 1日	6.87	29,279	6,598	市制施行
38年 8月 1日	7.19	29,986	6,735	広山田村(檜山観音前、長沼、宮田、愛宕下)、寺内村(八橋一里塚)、旭川村(泉馬場、新堰、反町、原の町、手形山崎)編入
42年 12月 21日	7.32	-	-	旭川村、手形深田(現秋田大学敷地)編入
大正 13年 4月 1日	11.48	42,202	6,787	牛島町全域編入
15年 4月 1日	13.99	46,165	7,520	川尻村全域編入
昭和 8年 3月 14日	75.94	54,756	8,257	旭川村全域編入
16年 4月 1日	132.09	98,246	17,626	土崎港町、寺内町、新屋町、広山田村編入
29年 10月 1日	428.88	176,064	29,035	太平、外旭川、飯島、下新城、上新城、浜田、豊岩、仁井田、四ツ小屋、上北手、下北手、下浜村編入
30年 1月 1日	458.92	181,624	29,946	金足村(一部除く)編入
56年 4月 1日	459.46	284,431	92,133	土崎港埋立て
63年 10月 1日	459.61	286,848	92,811	国土地理院測量により修正
平成 7年 10月 1日	459.89	311,948	115,052	〃
8年 10月 1日	459.97	313,289	116,836	飯島公有水面埋立て
10年 10月 1日	460.10	315,463	120,590	〃
17年 1月 11日	905.67	336,395	133,141	河辺町、雄和町編入
26年 10月 1日	906.09	318,700	134,933	国土地理院測量により修正
28年 10月 1日	906.07	313,668	135,752	〃

(3) 人口および世帯等の推移

(4月1日現在)

区分		年					
		2年	3年	4年	5年	6年	
人口	総人口	(人)	304,026	305,646	303,245	300,257	296,828
	うち男	(人)	143,296	144,336	143,145	141,767	140,180
	うち女	(人)	160,730	161,310	160,100	158,490	156,648
	前年対比	(%)	99.4	100.5	99.2	99.0	98.9
	人口密度	(人/km ²)	336	337	335	331	328
世帯	世帯数	(世帯)	136,401	137,072	137,703	138,101	138,175
	1世帯当たり人員	(人)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	1km ² 当たり世帯数	(世帯)	151	151	152	152	152
税務職員数		(人)	106	105	104	106	107
税務職員1人当たりの人口		(人)	2,868	2,911	2,916	2,833	2,774

2 秋田市行政機構

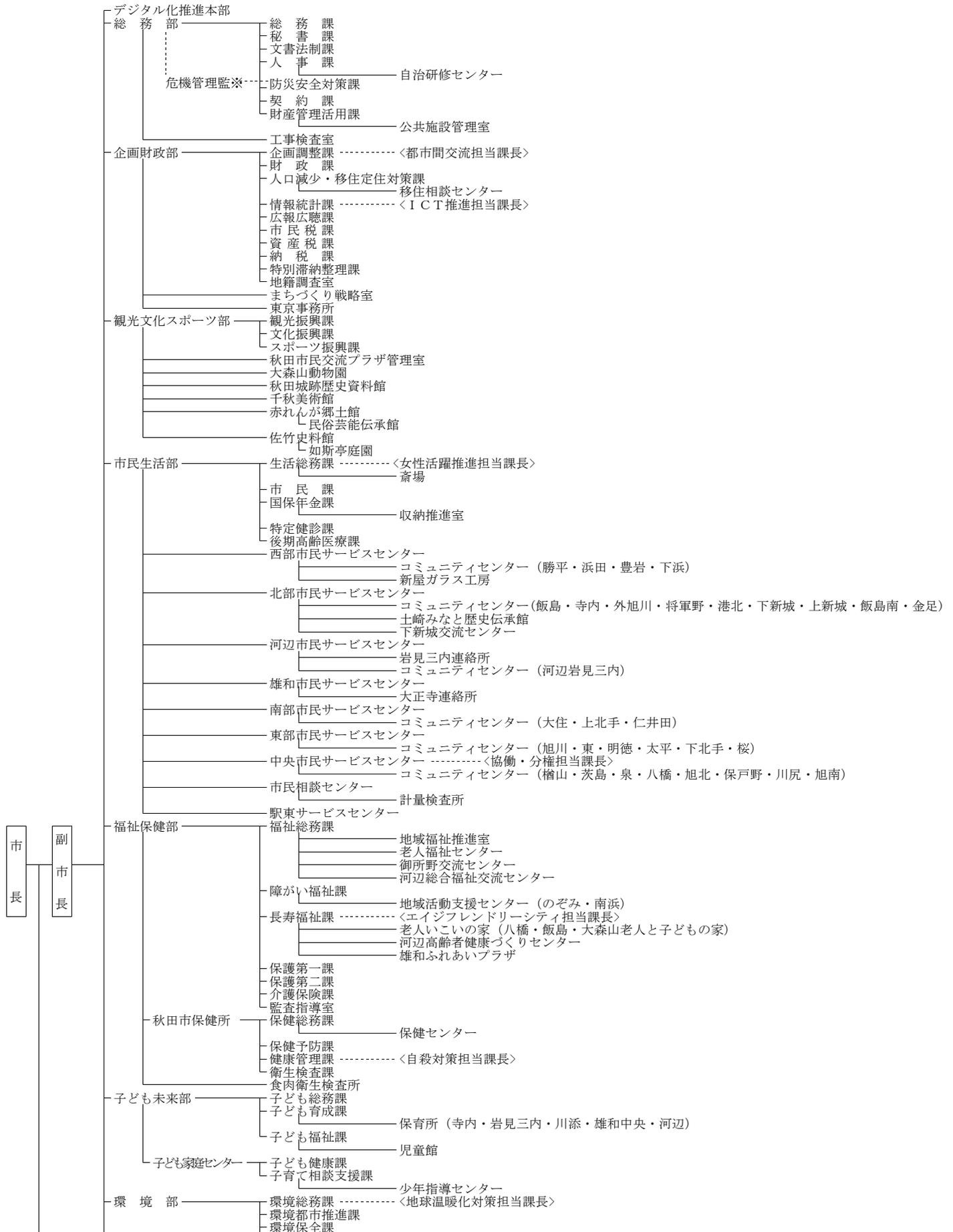
(1) 秋田市機構等一覧表 (令和6年4月3日現在)

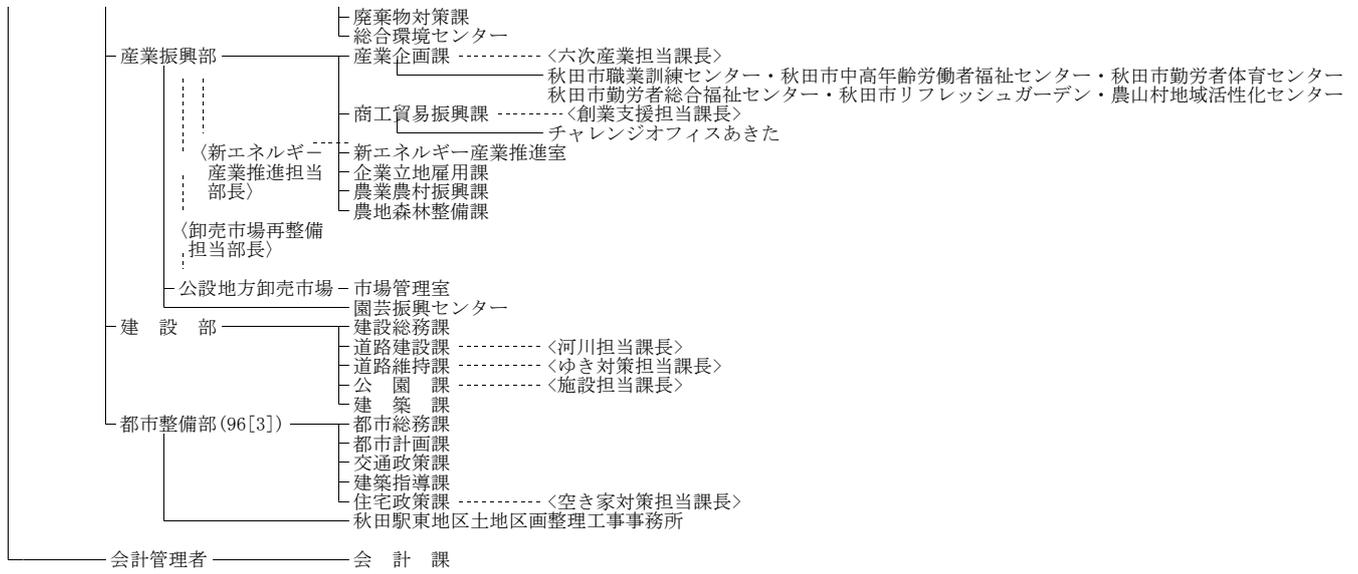
○◇内は当該組織に所属する担当部長または担当課長
 ※危機発生時に市長・副市長の指示のもと危機対応

議 決 機 関

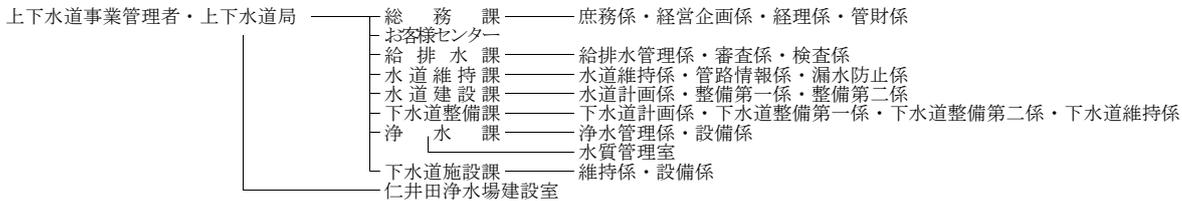


執 行 機 関

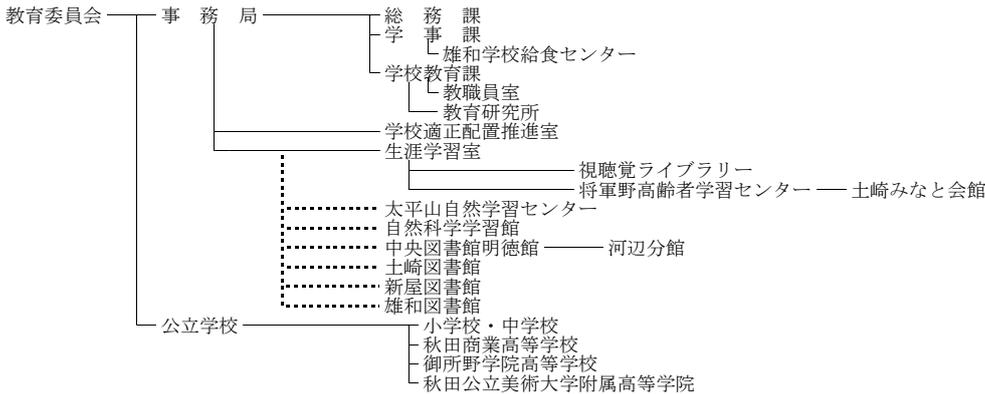




公 営 企 業



執行機関たる行政委員会



選挙管理委員会 ----- 事務局

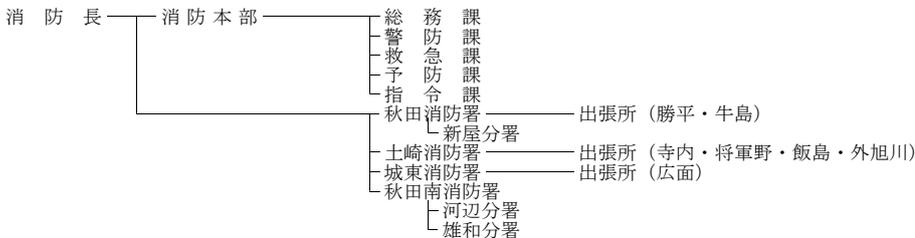
農業委員会 ----- 事務局

監査委員 ----- 事務局

固定資産評価審査委員会

公平委員会

消 防



(参考)

公立大学法人 秋田公立美術大学

地方独立行政法人 市立秋田総合病院

(2) 税務機構および職員数等調

(令和6年4月1日現在)

部 課	事 務 分 掌	担当名	課長	参事	課長補佐	副参事	主席主査	主査	主任	主事	技能員	計	平均		
													税務経 験年数	年齢	
企 業 税 課	○市税(固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。)の賦課および調定に関する事 ○地方譲与税に関する事 ○利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金および環境性能割交付金に関する事 ○税制の総合企画に関する事 ○所得等の証明に関する事 ○所得等の証明手数料等の調定および徴収に関する事 ○固定資産評価審査委員会に関する事 ○税に係る事務の連絡調整に関する事 ○課(資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む)の予算経理に関する事	庶務・ 税制担当					1	4	4	4		13	3.0	32.6	
		個人 市民税 担当	1	1			1	2	1	6	9		19	4.7	31.9
		計	1	0	1	1	3	5	10	13	0	34	4.0	33.2	
画 産 財 税 課	○固定資産の評価に関する事 ○固定資産税および特別土地保有税の賦課ならびに調定に関する事 ○国有資産等所在市町村交付金に関する事 ○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事 ○固定資産等の証明に関する事 ○固定資産等の証明手数料の徴収に関する事	土地担当					3	2	1	8		14	6.1	32.0	
		家屋担当	1	1	1		1	5	7		14	5.9	34.6		
		償却資産 担当			1	3		2	4		10	6.7	37.5		
		計	1	0	1	2	6	3	8	19	0	40	6.8	35.5	
政 部 納 税 課	○市税(国民健康保険税を除く。以下同じ。)およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事 ○市税およびこれに伴う収入金の嘱託ならびに受託に関する事 ○市税の督促および滞納処分に関する事 ○国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関する事 ○納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関する事	納税担当				1	3	1	3	4		12	6.2	36.3	
		納税推進 担当	1	1			1	2	2	2	3	10	8.4	37.3	
		計	1	0	1	2	5	3	5	7	0	24	7.6	38.3	
特別滞納整理課	○市税および公課の滞納(滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。)の整理等に関する事(他の所管に属するものを除く。) ○債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関する事		1			2	4	0	0	2		9	9.1	47.7	
合 計			4	0	3	7	18	11	23	41	0	107	6.3	36.4	

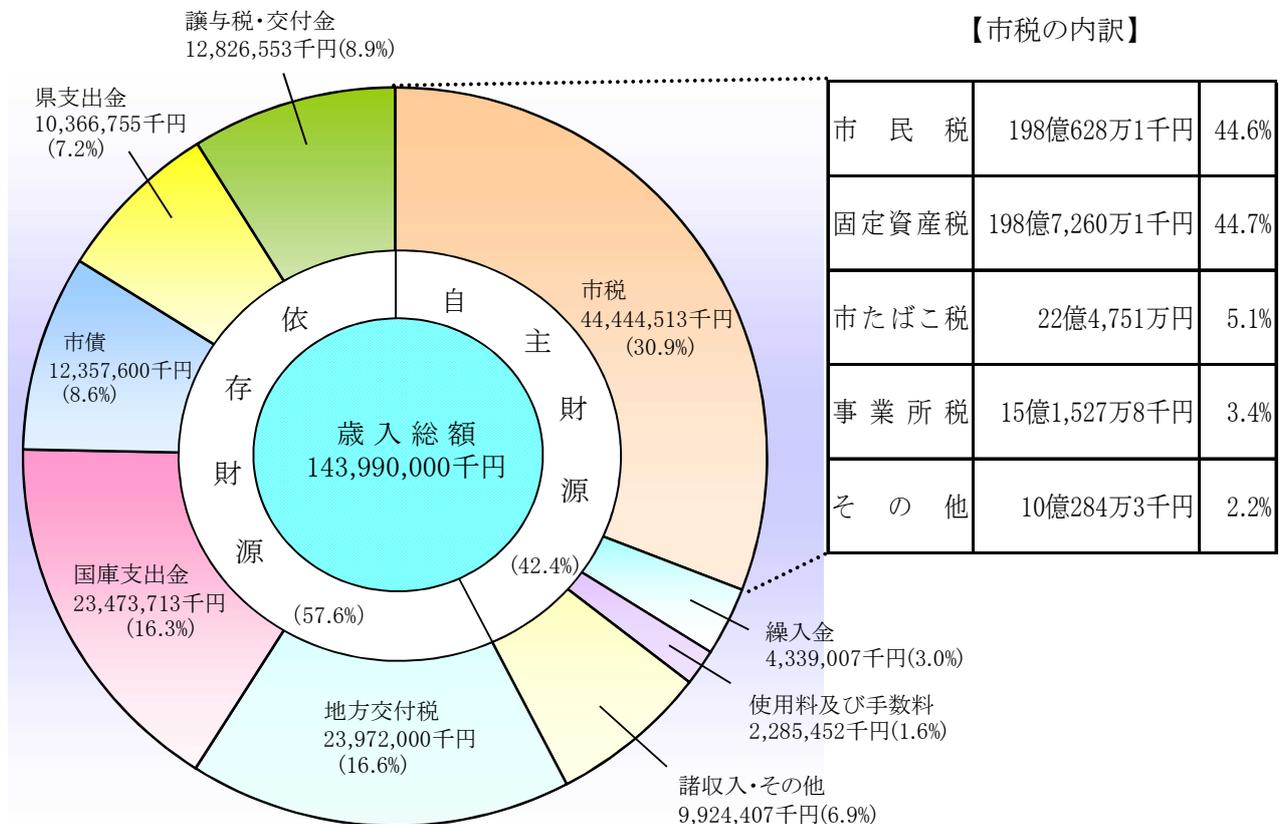
課所室	担当名	事 務 分 掌
西部市民サービスセンター	市民生活担当	○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事
北部市民サービスセンター	市民生活担当	
南部市民サービスセンター	市民担当	
河辺市民サービスセンター	市民生活担当	○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事
雄和市民サービスセンター	市民生活担当	○原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付および廃車の申告の受付に関する事
駅東サービスセンター		○税の証明に関する事 ○市の歳入金の収納に関する事
岩見三内連絡所		○税の証明に係る受付、交付および取次ぎに関する事 ○市の歳入金の収納および保管に関する事
大正寺連絡所		

3 財 政

(1) 令和6年度一般会計歳入予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 市 税	44,444,513	30.9	10 国有提供施設等所在市助成交付金	2,911	0.0
市 民 税	19,806,281	(13.8)	11 地方特例交付金	1,584,960	1.1
固 定 資 産 税	19,872,601	(13.8)	12 地 方 交 付 税	23,972,000	16.6
軽 自 動 車 税	951,932	(0.7)	13 交通安全対策特別交付金	61,000	0.1
市 た ば こ 税	2,247,510	(1.6)	14 分担金及び負担金	421,632	0.3
鉦 産 税	4,325	(0.0)	15 使用料及び手数料	2,285,452	1.6
入 湯 税	46,586	(0.0)	16 国 庫 支 出 金	23,473,713	16.3
事 業 所 税	1,515,278	(1.0)	17 県 支 出 金	10,366,755	7.2
2 地 方 譲 与 税	1,197,507	0.8	18 財 産 収 入	185,562	0.1
3 利 子 割 交 付 金	10,036	0.0	19 寄 附 金	474,913	0.3
4 配 当 割 交 付 金	141,861	0.1	20 繰 入 金	4,339,007	3.0
5 株式等譲渡所得割交付金	160,374	0.1	21 繰 越 金	700,000	0.5
6 法人事業税交付金	618,015	0.4	22 諸 収 入	8,142,300	5.7
7 地方消費税交付金	8,935,032	6.2	23 市 債	12,357,600	8.6
8 ゴルフ場利用税交付金	53,394	0.0			
9 環境性能割交付金	61,463	0.1	合 計	143,990,000	100.0

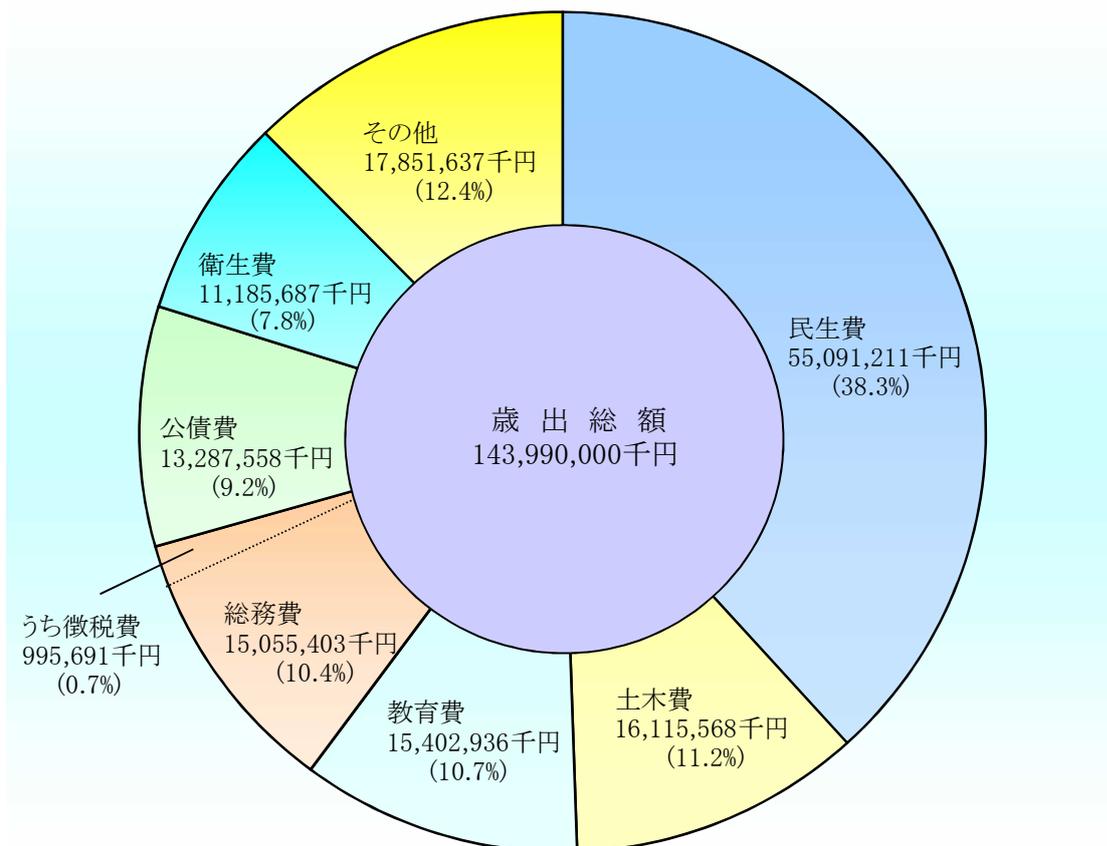
※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(2) 令和6年度一般会計歳出予算

区 分	予算額(千円)	構成比(%)	区 分	予算額(千円)	構成比(%)
1 議 会 費	660,274	0.5	8 土 木 費	16,115,568	11.2
2 総 務 費	15,055,403	10.4	9 消 防 費	4,622,876	3.2
徴 税 費	995,691	(0.7)	10 教 育 費	15,402,936	10.7
そ の 他	14,059,712	(9.7)	11 災 害 復 旧 費	8,305	0.0
3 民 生 費	55,091,211	38.3	12 公 債 費	13,287,558	9.2
4 衛 生 費	11,185,687	7.8	13 諸 支 出 金	1	0.0
5 労 働 費	579,599	0.4	14 予 備 費	100,000	0.1
6 農 林 水 産 業 費	2,634,092	1.8			
7 商 工 費	9,246,490	6.4	合 計	143,990,000	100.0

※ 構成比は、予算額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。



(3) 一般会計予算性質別分類表

(単位:千円)

区 分		令和5年度		令和6年度		前年度比較	
		予 算 額	構成比(%)	予 算 額	構成比(%)	増減額	増減率(%)
消 費 的 経 費	人 件 費	22,091,965	15.7	23,478,932	16.3	1,386,967	6.3
	物 件 費	17,671,693	12.5	18,660,323	13.0	988,630	5.6
	維 持 補 修 費	1,815,374	1.3	1,727,874	1.2	△ 87,500	△ 4.8
	扶 助 費	36,854,674	26.1	37,640,183	26.2	785,509	2.1
	補 助 費 等	12,399,227	8.8	12,972,116	9.0	572,889	4.6
	計	90,832,933	64.4	94,479,428	65.7	3,646,495	4.0
投 資 的 経 費	補 助 事 業	4,017,263	2.8	3,807,009	2.6	△ 210,254	△ 5.2
	単 独 事 業	10,954,179	7.8	9,146,907	6.4	△ 1,807,272	△ 16.5
	県営事業負担金	287,905	0.2	319,043	0.2	31,138	10.8
	災 害 復 旧 事 業	5	0.0	8,305	0.0	8,300	殆増
	計	15,259,352	10.8	13,281,264	9.2	△ 1,978,088	△ 13.0
公 債 費	13,018,102	9.2	13,287,558	9.2	269,456	2.1	
積 立 金	238,816	0.2	237,220	0.2	△ 1,596	△ 0.7	
投資及び出資金	1,030,175	0.7	1,752,338	1.2	722,163	70.1	
貸 付 金	6,855,295	4.9	6,775,695	4.7	△ 79,600	△ 1.2	
繰 出 金	13,835,327	9.8	14,176,497	9.8	341,170	2.5	
歳 出 合 計	141,070,000	100.0	143,990,000	100.0	2,920,000	2.1	

(4) 一般会計決算額調

(単位:千円)

区 分	令 和 4 年 度				令 和 5 年 度			
	予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)	予算現額	調 定 額	収入済額	構成比(%)
1 市 税	43,160,721	44,764,143	43,281,791	28.9	43,420,222	44,641,235	43,329,327	28.1
市 民 税	19,194,268	19,579,884	19,208,588	(12.8)	19,347,974	19,479,309	19,109,749	(12.4)
固 定 資 産 税	19,320,783	20,440,932	19,413,018	(13.0)	19,338,362	20,362,569	19,494,889	(12.7)
軽 自 動 車 税	904,404	934,009	908,323	(0.6)	929,654	958,907	935,242	(0.6)
市 た ば こ 税	2,186,206	2,196,242	2,196,242	(1.5)	2,216,480	2,208,937	2,208,937	(1.4)
鉦 産 税	3,537	3,321	3,321	(0.0)	3,537	4,395	4,395	(0.0)
入 湯 税	44,932	44,552	44,552	(0.0)	46,586	43,136	43,136	(0.0)
事 業 所 税	1,506,591	1,565,203	1,507,747	(1.0)	1,537,629	1,583,982	1,532,979	(1.0)
2 地 方 譲 与 税	1,092,626	1,085,541	1,085,541	0.7	1,108,391	1,096,547	1,096,547	0.7
3 利 子 割 交 付 金	12,755	12,732	12,732	0.0	10,036	10,569	10,569	0.0
4 配 当 割 交 付 金	141,861	102,004	102,004	0.1	103,959	116,471	116,471	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	85,451	85,451	0.1	160,374	156,464	156,464	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	667,053	693,218	693,218	0.5	581,756	591,211	591,211	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,474,158	8,230,562	8,230,562	5.5	8,998,019	8,172,776	8,172,776	5.3
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,162	55,821	55,821	0.0	53,394	52,622	52,622	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	53,958	55,699	55,699	0.0	61,463	62,076	62,076	0.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,042	3,009	3,009	0.0	3,009	2,911	2,911	0.0
11 地 方 特 例 交 付 金	366,869	367,015	367,015	0.2	345,345	345,857	345,857	0.2
12 地 方 交 付 税	21,590,762	21,891,338	21,891,338	14.6	24,070,072	24,898,881	24,898,881	16.2
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,000	59,277	59,277	0.0	63,000	51,871	51,871	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	457,433	508,026	466,147	0.3	459,764	498,274	462,940	0.3
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,292,596	2,375,709	2,203,962	1.5	2,249,583	2,369,679	2,187,182	1.4
16 国 庫 支 出 金	35,211,607	34,135,107	32,829,919	21.9	36,479,916	34,058,524	31,776,324	20.7
17 県 支 出 金	10,840,438	10,536,228	10,272,641	6.9	13,162,809	11,956,688	11,635,298	7.6
18 財 産 収 入	443,512	462,777	462,338	0.3	237,160	241,372	241,069	0.2
19 寄 附 金	829,381	375,972	375,972	0.3	757,483	548,254	548,254	0.4
20 繰 入 金	5,883,274	3,998,506	3,998,506	2.7	7,050,867	4,934,713	4,934,713	3.2
21 繰 越 金	2,097,914	2,097,914	2,097,914	1.4	2,223,592	2,223,592	2,223,592	1.5
22 諸 収 入	9,114,806	8,978,246	8,756,391	5.8	8,369,549	8,158,230	7,918,955	5.1
23 市 債	17,393,200	12,405,700	12,405,700	8.3	19,892,600	13,121,600	13,121,600	8.5
合 計	160,299,812	153,279,995	149,792,948	100.0	169,862,363	158,310,417	153,937,510	100.0

※ 構成比は、収入済額合計に占める各項目の割合を示す。()内も同様。

(単位:千円)

区 分	令 和 4 年 度				令 和 5 年 度			
	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)	予算現額	支出済額	予算現額と 支出済額 との比較	構成比(%)
1 議 会 費	654,803	649,605	5,198	0.4	662,297	655,595	6,702	0.4
2 総 務 費	15,627,490	14,880,154	747,336	10.1	16,146,610	15,150,648	995,962	10.0
徴 税 費	1,080,589	1,049,016	31,573	(0.7)	1,154,802	1,057,954	96,848	(0.7)
そ の 他	14,546,901	13,831,138	715,763	(9.4)	14,991,808	14,092,694	899,114	(9.3)
3 民 生 費	58,847,772	56,817,248	2,030,524	38.5	63,418,623	60,674,512	2,744,111	40.1
4 衛 生 費	15,959,562	14,493,047	1,466,515	9.8	17,575,845	14,458,112	3,117,733	9.5
5 労 働 費	750,122	725,783	24,339	0.5	603,294	585,296	17,998	0.4
6 農 林 水 産 業 費	4,237,715	3,128,549	1,109,166	2.1	4,282,071	3,218,602	1,063,469	2.1
7 商 工 費	9,847,693	9,538,090	309,603	6.5	9,479,502	8,928,396	551,106	5.9
8 土 木 費	20,155,815	16,301,388	3,854,427	11.1	20,790,797	15,676,304	5,114,493	10.4
9 消 防 費	4,582,317	4,477,472	104,845	3.0	4,445,445	4,343,976	101,469	2.9
10 教 育 費	15,484,467	12,787,517	2,696,950	8.7	16,800,964	13,770,686	3,030,278	9.1
11 災 害 復 旧 費	383,518	171,785	211,733	0.1	2,711,540	1,125,555	1,585,985	0.7
12 公 債 費	13,626,648	13,598,718	27,930	9.2	12,912,378	12,884,467	27,911	8.5
13 諸 支 出 金	1	-	1	0.0	1	-	1	0.0
14 予 備 費	141,889	-	141,889	0.0	32,996	-	32,996	0.0
合 計	160,299,812	147,569,356	12,730,456	100.0	169,862,363	151,472,149	18,390,214	100.0

※ 構成比は、支出済額合計に占める各項目の割合を示す。()内の数値も同様。

(5) 基準財政収入額

(単位:千円)

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
市 民 税	14,395,897	13,204,577	14,624,293	14,238,443	13,604,311
固 定 資 産 税	12,517,782	12,358,639	12,550,263	12,679,053	13,113,328
軽 自 動 車 税	573,032	584,884	609,762	630,620	647,076
軽自動車税環境性能割	34,415	23,912	50,637	60,155	81,659
市 た ば こ 税	1,546,543	1,554,481	1,608,141	1,611,605	1,623,119
鉱 産 税	5,570	5,014	3,100	2,492	3,297
事 業 所 税	1,160,872	1,169,570	1,149,337	1,153,923	1,163,970
利 子 割 交 付 金	22,641	22,141	13,587	8,363	3,347
配 当 割 交 付 金	64,149	60,587	66,759	95,552	82,374
株式等譲渡所得割交付金	36,826	75,842	114,513	70,369	113,241
法 人 事 業 税 交 付 金	341,055	418,308	530,275	454,274	492,506
地 方 消 費 税 交 付 金	6,649,995	6,541,428	6,766,672	7,499,037	6,896,068
ゴルフ場利用税交付金	40,397	36,825	37,363	42,123	39,879
自動車取得税交付金	0	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	26,891	52,022	55,004	33,658	43,908
地 方 揮 発 油 譲 与 税	237,198	227,838	228,183	216,504	215,279
特 別 と ん 譲 与 税	22,776	26,030	25,867	24,932	19,917
自 動 車 重 量 譲 与 税	648,845	640,671	647,775	646,037	677,839
航 空 機 燃 料 譲 与 税	56,510	40,960	38,491	49,159	45,760
森 林 環 境 譲 与 税	98,105	97,843	126,272	132,010	172,130
市町村交付金及び市町村納付金	154,573	152,709	153,031	152,752	151,845
交通安全対策特別交付金	65,665	62,680	64,097	66,805	61,415
地 方 特 例 交 付 金	266,022	243,878	253,089	235,032	1,179,375
低工法等による控除額	△ 5,119	△ 2,024	△ 3,594	△ 5,130	△ 7,701
合 計	38,960,640	37,598,815	39,712,917	40,097,768	40,423,942

(6) 基準財政収入額・基準財政需要額比較表

(単位:千円)

項目	年度	2	3	4	5	6
基準財政収入額 (A)※		38,960,640	37,598,815	39,712,917	40,097,768	40,423,942
基準財政需要額 (B)※		58,035,334	56,775,779	59,357,666	61,114,853	62,584,172
差引不足額 (B)－(A)		19,074,694	19,176,964	19,644,749	21,017,085	22,160,230

※ 錯誤措置額算定前の数値



4 市税に関する調

(1) 令和6年度市税税率表

税目	区分	税 率	納期																																																																																																				
市 民 税	個人 ○均等割 3,000円 ○所得割 課税標準額の6%		個人 普通徴収 第1期 6月 1日～ 7月 1日 第2期 8月 1日～ 9月 2日 第3期 10月 1日～10月31日 第4期 1月 1日～ 1月31日 給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 公的年金からの特別徴収 偶数月(特別徴収初年度は 10月・12月・2月)																																																																																																				
	法人 ○均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの等</td> <td>50人以下のもの</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割 法人税額の8.4%</p>		資本金等の額	従業者数	税率(年額)	1千万円以下のもの等	50人以下のもの	60,000円	50人を超えるもの	144,000円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人以下のもの	156,000円	50人を超えるもの	180,000円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人以下のもの	192,000円	50人を超えるもの	480,000円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人以下のもの	492,000円	50人を超えるもの	2,100,000円	50億円を超えるもの	50人以下のもの	492,000円	50人を超えるもの	3,600,000円	法人 確定申告 各事業年度終了の日の翌日 から2カ月以内 予定・中間申告 事業年度開始の日以後6カ月 を経過した日から2カ月以内																																																																							
資本金等の額	従業者数	税率(年額)																																																																																																					
1千万円以下のもの等	50人以下のもの	60,000円																																																																																																					
	50人を超えるもの	144,000円																																																																																																					
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人以下のもの	156,000円																																																																																																					
	50人を超えるもの	180,000円																																																																																																					
1億円を超え 10億円以下のもの	50人以下のもの	192,000円																																																																																																					
	50人を超えるもの	480,000円																																																																																																					
10億円を超え 50億円以下のもの	50人以下のもの	492,000円																																																																																																					
	50人を超えるもの	2,100,000円																																																																																																					
50億円を超えるもの	50人以下のもの	492,000円																																																																																																					
	50人を超えるもの	3,600,000円																																																																																																					
固 定 資 産 税	課税標準額の1.6% 免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満		第1期 5月10日～ 5月 31日 第2期 7月 1日～ 7月 31日 第3期 12月 1日～ 1月 6日 第4期 2月 1日～ 2月 28日																																																																																																				
軽 自 動 車 税	種別割		5月1日～5月31日																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付 自転車</td> <td>50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー(三輪以上)</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">軽自動車</td> <td rowspan="2">二輪のもの(側車付を含む。)</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">三輪のもの</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四輪以上 のもの</td> <td rowspan="3">乗用</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td>旧税率</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物</td> <td rowspan="2">営業用</td> <td>旧税率</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家用</td> <td>旧税率</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>被けん引車</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊 自動車</td> <td>農耕作業用 その他のもの</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上 のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率	原動機付 自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)	2,000円	90cc以下のもの	2,000円	125cc以下のもの	2,400円	ミニカー(三輪以上)	3,700円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円			三輪のもの	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	重課税率	4,600円	四輪以上 のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円	新税率	6,900円	重課税率	8,200円	自家用	旧税率	7,200円	新税率	10,800円	重課税率	12,900円	貨物	営業用	旧税率	3,000円	新税率	3,800円	重課税率	4,500円	自家用	旧税率	4,000円	新税率	5,000円	重課税率	6,000円	雪上車		3,600円	被けん引車		3,600円	小型特殊 自動車	農耕作業用 その他のもの	2,400円 5,900円	二輪の小型自動車		6,000円	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円					四輪以上 のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	—	—	貨物	営業用	1,000円	—	—	自家用	1,300円	—	—
車種区分		税率																																																																																																					
原動機付 自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)	2,000円																																																																																																					
	90cc以下のもの	2,000円																																																																																																					
	125cc以下のもの	2,400円																																																																																																					
	ミニカー(三輪以上)	3,700円																																																																																																					
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む。)		3,600円																																																																																																				
	三輪のもの	旧税率	3,100円																																																																																																				
		新税率	3,900円																																																																																																				
		重課税率	4,600円																																																																																																				
	四輪以上 のもの	乗用	営業用	旧税率	5,500円																																																																																																		
				新税率	6,900円																																																																																																		
			重課税率	8,200円																																																																																																			
		自家用	旧税率	7,200円																																																																																																			
			新税率	10,800円																																																																																																			
			重課税率	12,900円																																																																																																			
	貨物	営業用	旧税率	3,000円																																																																																																			
新税率			3,800円																																																																																																				
重課税率		4,500円																																																																																																					
自家用	旧税率	4,000円																																																																																																					
	新税率	5,000円																																																																																																					
重課税率	6,000円																																																																																																						
雪上車		3,600円																																																																																																					
被けん引車		3,600円																																																																																																					
小型特殊 自動車	農耕作業用 その他のもの	2,400円 5,900円																																																																																																					
二輪の小型自動車		6,000円																																																																																																					
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																			
軽自動車	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																		
	四輪以上 のもの	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																	
			自家用	2,700円	—	—																																																																																																	
貨物	営業用	1,000円	—	—																																																																																																			
	自家用	1,300円	—	—																																																																																																			

税目	区分	税率	納期																							
軽自動車税	環境性能割 取得価格に下記税率をかけた額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">軽自動車</th> </tr> <tr> <th></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガンリン車 (ハイブリット車含む)</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税率		軽自動車			自家用	営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガンリン車 (ハイブリット車含む)	(ア)			(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	軽自動車の登録時又は使用の届出時 (ア)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準105%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車 貨物:令和4年度燃費基準95%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る
		区 分		税率																						
			軽自動車																							
			自家用	営業用																						
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																						
ガンリン車 (ハイブリット車含む)	(ア)																									
	(イ)	1.0%																								
LPG車	(ウ)	1.0%																								
上記以外	2.0%	2.0%																								
○免税点 500,000円																										
市 た ば こ 税	売渡本数千本につき 6,552円	翌月の末日																								
鉦 産 税	鉦物価格の1%(鉦物価格が200万円以下の場合には0.7%)	翌月の末日																								
特 別 土 地 保 有 税	土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) 免税点 5,000㎡未満	課税停止																								
入 湯 税	宿泊 入湯客1人1泊につき 150円 日帰り 入湯客1人1日につき 75円	翌月の15日																								
事 業 所 税	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	個人 翌年の3月15日 法人 事業年度終了から2カ月以内																								

(2) 税目別収入状況調

(単位:千円)

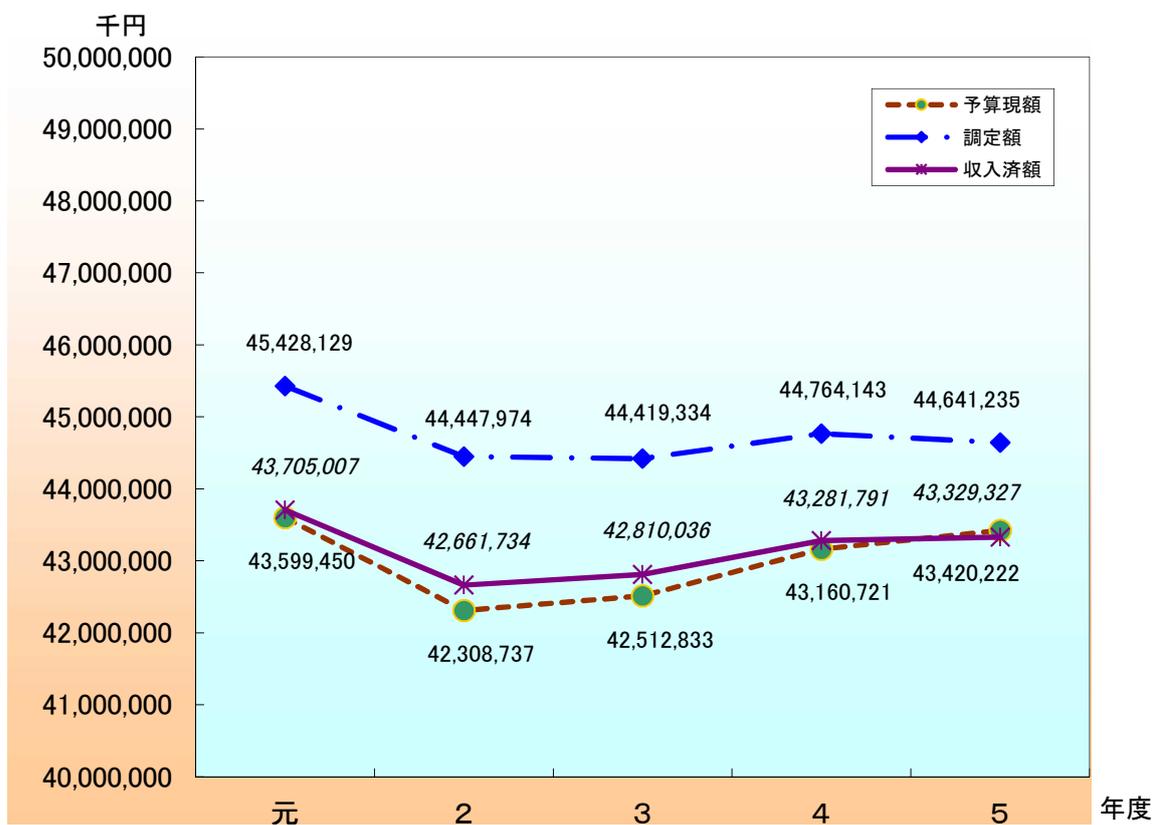
税目	区分 年度	予算現額 (A)		調定額 (B)			収入済額 (C)		収入率		
		税額	構成比(%)	税額	構成比(%)	前年度対比(%)	税額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)	
市 民 税	個人	元	15,281,476	35.1	15,391,666	33.9	100.0	15,281,541	35.0	100.0	99.3
		2	15,417,996	36.5	15,574,697	35.1	101.2	15,483,998	36.3	100.4	99.4
		3	15,318,207	36.0	15,470,076	34.8	99.3	15,338,626	35.8	100.1	99.2
		4	15,508,547	35.9	15,541,653	34.7	100.5	15,463,194	35.7	99.7	99.5
		5	15,738,331	36.2	15,707,452	35.2	101.1	15,621,243	36.0	99.3	99.5
	法人	元	4,331,941	9.9	4,395,204	9.6	97.8	4,386,046	10.0	101.2	99.8
		2	3,273,632	7.7	3,480,681	7.8	79.2	3,408,654	8.0	104.1	97.9
		3	3,814,287	9.0	3,855,259	8.7	110.8	3,845,869	9.0	100.8	99.8
		4	3,611,280	8.4	3,663,809	8.2	95.0	3,654,088	8.5	101.2	99.7
		5	3,537,781	8.2	3,413,573	7.6	93.2	3,405,679	7.9	96.3	99.8
	計	元	19,613,417	45.0	19,786,870	43.5	99.5	19,667,587	45.0	100.3	99.4
		2	18,691,628	44.2	19,055,378	42.9	96.3	18,892,652	44.3	101.1	99.1
		3	19,132,494	45.0	19,325,335	43.5	101.4	19,184,495	44.8	100.3	99.3
		4	19,119,827	44.3	19,205,462	42.9	99.4	19,117,282	44.2	100.0	99.5
		5	19,276,112	44.4	19,121,025	42.8	99.6	19,026,922	43.9	98.7	99.5
固 定 資 産 税	固定資産税	元	19,046,817	43.7	19,305,021	42.5	100.8	19,068,978	43.6	100.1	98.8
		2	18,867,431	44.6	19,262,480	43.3	99.8	18,935,522	44.4	100.4	98.3
		3	18,366,882	43.2	18,781,612	42.2	97.5	18,559,387	43.3	101.0	98.8
		4	18,921,519	43.8	19,235,559	42.9	102.4	19,033,632	43.9	100.6	99.0
		5	18,963,739	43.7	19,309,466	43.3	100.4	19,096,391	44.1	100.7	98.9
	交付金	元	214,990	0.5	214,986	0.5	99.3	214,986	0.5	100.0	100.0
		2	206,114	0.5	206,097	0.5	95.9	206,097	0.5	100.0	100.0
		3	203,611	0.5	203,611	0.5	98.8	203,611	0.5	100.0	100.0
		4	204,041	0.5	204,041	0.5	100.2	204,041	0.5	100.0	100.0
		5	203,628	0.5	203,669	0.5	99.8	203,669	0.5	100.0	100.0
	計	元	19,261,807	44.2	19,520,007	43.0	100.7	19,283,964	44.1	100.1	98.8
		2	19,073,545	45.1	19,468,577	43.8	99.7	19,141,619	44.9	100.4	98.3
		3	18,570,493	43.7	18,985,223	42.7	97.5	18,762,998	43.8	101.0	98.8
		4	19,125,560	44.3	19,439,600	43.4	102.4	19,237,673	44.4	100.6	99.0
		5	19,167,367	44.2	19,513,135	43.8	100.4	19,300,060	44.6	100.7	98.9
軽 自 動 車 税	元	751,509	1.7	754,433	1.7	105.3	746,496	1.7	99.3	98.9	
	2	790,220	1.9	802,669	1.8	106.4	796,869	1.9	100.8	99.3	
	3	838,278	2.0	838,960	1.9	104.5	831,446	2.0	99.2	99.1	
	4	899,277	2.1	909,353	2.0	108.4	903,105	2.1	100.4	99.3	
	5	924,288	2.1	935,692	2.1	102.9	930,089	2.1	100.6	99.4	
市 た ば こ 税	元	2,004,614	4.6	2,036,560	4.5	100.2	2,036,560	4.7	101.6	100.0	
	2	1,954,347	4.6	1,946,669	4.4	95.6	1,946,669	4.6	99.6	100.0	
	3	2,080,736	4.9	2,101,046	4.7	107.9	2,101,046	4.9	101.0	100.0	
	4	2,186,206	5.1	2,196,242	4.9	104.5	2,196,242	5.1	100.5	100.0	
	5	2,216,480	5.1	2,208,937	4.9	100.6	2,208,937	5.1	99.7	100.0	

(単位:千円)

税目	区分 年度	予算現額 (A)		調定額 (B)			収入済額 (C)		収入率	
		税額	構成比(%)	税額	構成比(%)	前年度対比(%)	税額	構成比(%)	対予算(C/A)	対調定(C/B)
鉱産税	元	7,039	0.0	7,426	0.0	101.2	7,426	0.0	105.5	100.0
	2	7,321	0.0	6,684	0.0	90.0	6,684	0.0	91.3	100.0
	3	6,319	0.0	4,131	0.0	61.8	4,131	0.0	65.4	100.0
	4	3,537	0.0	3,321	0.0	80.4	3,321	0.0	93.9	100.0
	5	3,537	0.0	4,395	0.0	132.3	4,395	0.0	124.3	100.0
特別 土地保有税	元	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	2	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	4	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-
入湯税	元	32,207	0.1	32,834	0.1	99.4	32,834	0.1	101.9	100.0
	2	17,051	0.0	20,639	0.0	62.9	20,639	0.0	121.0	100.0
	3	31,441	0.1	34,736	0.1	168.3	34,736	0.1	110.5	100.0
	4	44,932	0.1	44,552	0.1	128.3	44,552	0.1	99.2	100.0
	5	46,586	0.1	43,136	0.1	96.8	43,136	0.1	92.6	100.0
事業所税	元	1,508,571	3.4	1,522,365	3.3	100.7	1,507,780	3.4	99.9	99.0
	2	1,462,893	3.5	1,532,124	3.5	100.6	1,509,546	3.5	103.2	98.5
	3	1,497,884	3.5	1,501,593	3.4	98.0	1,491,076	3.5	99.5	99.3
	4	1,497,910	3.4	1,511,620	3.5	100.7	1,498,857	3.5	100.1	99.2
	5	1,510,704	3.5	1,523,055	3.4	100.8	1,504,291	3.5	99.6	98.8
現年合計	元	43,179,164	99.0	43,660,495	96.1	100.2	43,282,647	99.0	100.2	99.1
	2	41,997,005	99.3	42,832,740	96.4	98.1	42,314,678	99.2	100.8	98.8
	3	42,157,645	99.2	42,791,024	96.3	99.9	42,409,928	99.1	100.6	99.1
	4	42,877,249	99.3	43,310,150	96.8	101.2	43,001,032	99.4	100.3	99.3
	5	43,145,074	99.4	43,349,375	97.1	100.1	43,017,830	99.3	99.7	99.2
滞納繰越分	元	420,286	1.0	1,767,634	3.9	86.1	422,360	1.0	100.5	23.9
	2	311,732	0.7	1,615,234	3.6	91.4	347,056	0.8	111.3	21.5
	3	355,188	0.8	1,628,310	3.7	100.8	400,108	0.9	112.6	24.6
	4	283,472	0.7	1,453,993	3.2	89.3	280,759	0.6	99.0	19.3
	5	275,148	0.6	1,291,860	2.9	88.8	311,497	0.7	113.2	24.1
市税合計	元	43,599,450	100.0	45,428,129	100.0	99.6	43,705,007	100.0	100.2	96.2
	2	42,308,737	100.0	44,447,974	100.0	97.8	42,661,734	100.0	100.8	96.0
	3	42,512,833	100.0	44,419,334	100.0	99.9	42,810,036	100.0	100.7	96.4
	4	43,160,721	100.0	44,764,143	100.0	100.8	43,281,791	100.0	100.3	96.7
	5	43,420,222	100.0	44,641,235	100.0	99.7	43,329,327	100.0	99.8	97.1

(3) 市税負担状況調

区分		年度	元	2	3	4	5
予 算 現 額 (千円)			43,599,450	42,308,737	42,512,833	43,160,721	43,420,222
調 定 額 (千円)			45,428,129	44,447,974	44,419,334	44,764,143	44,641,235
収 入 済 額 (千円)			43,705,007	42,661,734	42,810,036	43,281,791	43,329,327
人口1人当たり (円)	予 算 現 額		142,359	139,021	140,970	144,550	147,155
	調 定 額		148,329	146,050	147,292	149,920	151,293
	収 入 済 額		142,703	140,181	141,956	144,955	146,847
一世帯当たり (円)	予 算 現 額		301,257	290,498	291,008	294,616	296,311
	調 定 額		313,893	305,187	304,059	305,561	304,643
	収 入 済 額		301,987	292,922	293,043	295,443	295,691



(4) 徴税費の調

(単位:千円)

区分		年度	元	2	3	4	5
税 収 入 額	a 市 税		43,705,007	42,661,734	42,810,036	43,281,791	43,329,327
	b 個 人 県 民 税		10,271,974	10,388,347	10,273,652	10,359,843	10,461,018
	c 合 計		53,976,981	53,050,081	53,083,688	53,641,634	53,790,345
徴 税 費	人 件 費	d 基 本 給	349,376	344,414	359,549	352,159	344,577
		e 諸 手 当	210,281	207,410	216,299	207,902	205,288
		(イ) 時間外勤務手当	(23,437)	(26,287)	(34,357)	(27,175)	(23,552)
		(ロ) 税 務 手 当	(7,063)	(7,310)	(7,340)	(7,481)	(7,652)
		(ハ) そ の 他	(179,781)	(173,813)	(174,602)	(173,246)	(174,084)
		f 報 酬	—	6,768	7,312	7,832	8,633
		g そ の 他	1,143	3,041	4,176	4,017	4,512
		h 小 計	560,800	561,633	587,336	571,910	563,010
	需 用 費	i 旅 費	1,098	17	0	412	206
		j 賃 金	7,543	0	0	0	0
k そ の 他		261,171	281,750	218,452	336,183	262,346	
l 小 計		269,812	281,767	218,452	336,595	262,552	
諸 費	m 納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0	
	n そ の 他	26	26	26	26	0	
	o 小 計	26	26	26	26	0	
p そ の 他	6,747	8,667	9,955	13,092	20,245		
q 合 計	837,385	852,093	815,769	921,623	845,807		
県民税徴収取扱費	r 納税義務者数を基準とした金額	457,786	458,822	460,677	460,580	457,129	
	s 徴収額を基準とした金額	14,715	17,942	16,357	17,748	16,778	
	t 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	0	0	
	u 合 計	472,501	476,764	477,034	478,328	473,907	
v (q - u)	364,884	375,329	338,735	443,295	371,900		
税収入額に対する	w (q ÷ c)	1.55%	1.61%	1.54%	1.72%	1.57%	
徴 税 費 の 割 合	x (v ÷ a)	0.83%	0.88%	0.79%	1.02%	0.86%	

※ 徴税費は過年度還付金を除く。

5 市民税に関する調

(1) 個人市民税・県民税・森林環境税年度別調定額

(単位:千円)

区分		年度	2	3	4	5	6(当初)	
普通徴収分	市民税	所得割額	2,271,972	2,228,604	2,437,447	2,545,434	2,198,420	
		均等割額	77,445	79,441	59,724	61,488	48,285	
		計	2,349,417	2,308,045	2,497,171	2,606,922	2,246,705	
	県民税	所得割額	1,513,167	1,487,985	1,624,964	1,696,956	1,465,613	
		均等割額	51,016	52,029	39,247	40,406	28,971	
		計	1,564,183	1,540,014	1,664,211	1,737,362	1,494,584	
	市・県民税の計		3,913,600	3,848,059	4,161,382	4,344,284	3,741,289	
	森林環境税						16,095	
	給与特別徴収分	市民税	所得割額	11,855,042	11,784,743	11,812,775	11,935,274	11,273,439
			均等割額	378,210	381,397	380,884	381,306	330,169
計			12,233,252	12,166,140	12,193,659	12,316,580	11,603,608	
県民税		所得割額	7,900,958	7,852,072	7,874,407	7,956,862	7,515,627	
		均等割額	248,538	250,996	250,366	250,573	201,685	
		計	8,149,496	8,103,068	8,124,773	8,207,435	7,717,312	
市・県民税の計		20,382,748	20,269,208	20,318,432	20,524,015	19,320,920		
森林環境税						89,117		
年金特別徴収分		市民税	所得割額	748,792	768,428	610,559	577,479	514,818
			均等割額	79,393	81,197	90,647	90,934	81,573
	計		828,185	849,625	701,206	668,413	596,391	
	県民税	所得割額	498,264	510,439	407,039	384,986	343,212	
		均等割額	52,048	53,098	59,568	59,757	48,944	
		計	550,312	563,537	466,607	444,743	392,156	
	市・県民税の計		1,378,497	1,413,162	1,167,813	1,113,156	988,547	
	森林環境税						27,191	
	合計	市民税	所得割額	14,875,806	14,781,775	14,860,781	15,058,187	13,986,677
			均等割額	535,048	542,035	531,255	533,728	460,027
計			15,410,854	15,323,810	15,392,036	15,591,915	14,446,704	
県民税		所得割額	9,912,389	9,850,496	9,906,410	10,038,804	9,324,452	
		均等割額	351,602	356,123	349,181	350,736	279,600	
		計	10,263,991	10,206,619	10,255,591	10,389,540	9,604,052	
市・県民税の計		25,674,845	25,530,429	25,647,627	25,981,455	24,050,756		
森林環境税の計						132,403		
市民税・県民税・森林環境税のあん分率		市民税	0.6002316275	0.6002174895	0.6001348975	0.60011599554	0.59738697556	
		県民税	0.3997683725	0.3997825105	0.3998651025	0.39988400446	0.39713802430	
	森林環境税					0.00547500014		

※退職分離課税を除く。

※平成20年度より県民税均等割に「秋田県水と緑の森づくり税(800円)」が新設。

※令和6年度より東日本大震災復興基本法に基づく臨時的措置(市民税均等割500円、県民税均等割500円)が終了し、国税として「森林環境税(1,000円)」が新設。

※令和6年度の市民税・県民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施。

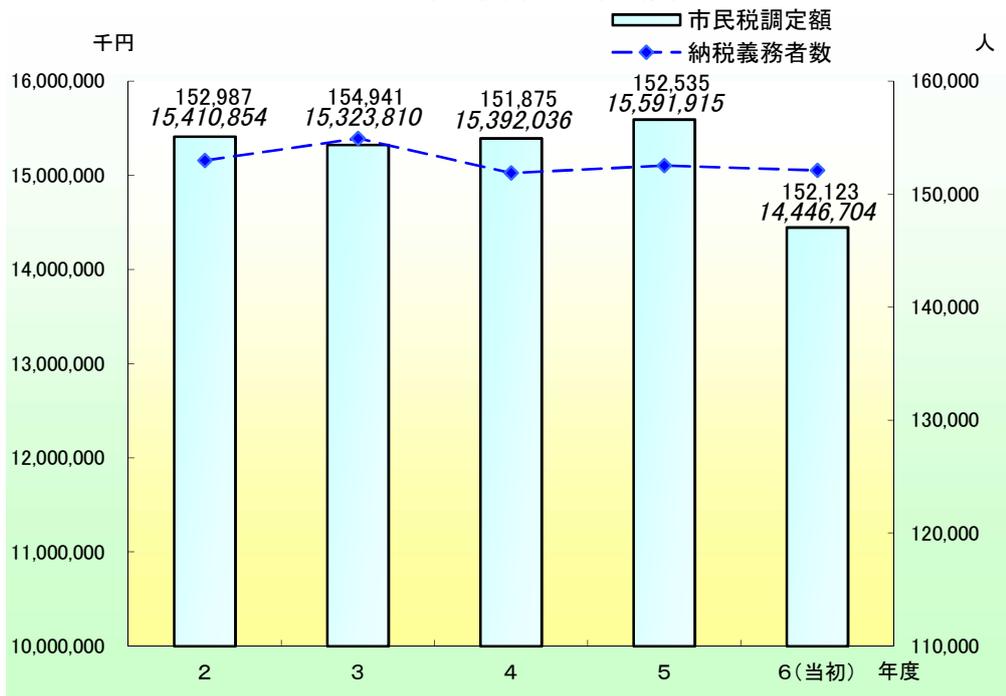
(2) 個人市民税納税義務者数

(単位:人)

区 分		年 度	2	3	4	5	6(当初)
普通徴収	所得割+均等割		19,179	20,876	13,629	14,081	10,742
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		2,311	1,918	3,435	3,487	5,353
	計		21,490	22,794	17,064	17,568	16,095
給 与 か ら の 特別徴収	所得割+均等割		103,965	104,327	105,528	105,835	100,548
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		4,211	4,080	3,384	3,151	8,289
	計		108,176	108,407	108,912	108,986	108,837
公的年金 か ら の 特別徴収	所得割+均等割		18,351	18,648	21,766	21,751	19,354
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		4,970	5,092	4,133	4,230	7,837
	計		23,321	23,740	25,899	25,981	27,191
合 計	所得割+均等割		141,495	143,851	140,923	141,667	130,644
	所得割のみ		0	0	0	0	0
	均等割のみ		11,492	11,090	10,952	10,868	21,479
	計		152,987	154,941	151,875	152,535	152,123

※退職分離課税を除く。

個人市民税調定額等の推移



(3) 所得者区分別課税状況(令和6年7月1日現在)

所得者区分	区分	納税義務者数 (人)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税均等割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)	市民税所得割額 (千円)	構成比 (%)	前年対比 (%)
給与所得者		120,893	79.3	100.0	362,679	79.3	85.7	12,205,399	86.6	93.8
営業所得者		4,924	3.2	101.7	14,772	3.2	87.2	735,739	5.2	94.3
農業所得者		161	0.1	108.1	483	0.1	92.5	7,908	0.1	102.0
その他の所得者		26,581	17.4	102.1	79,743	17.4	87.5	1,144,920	8.1	95.2
合計		152,559	100.0	100.4	457,677	100.0	86.1	14,093,966	100.0	93.9

(資料:令和6年度市町村課税状況等の調)

(4) 課税標準額段階別の所得割額等調(令和6年7月1日現在)

(単位:千円)

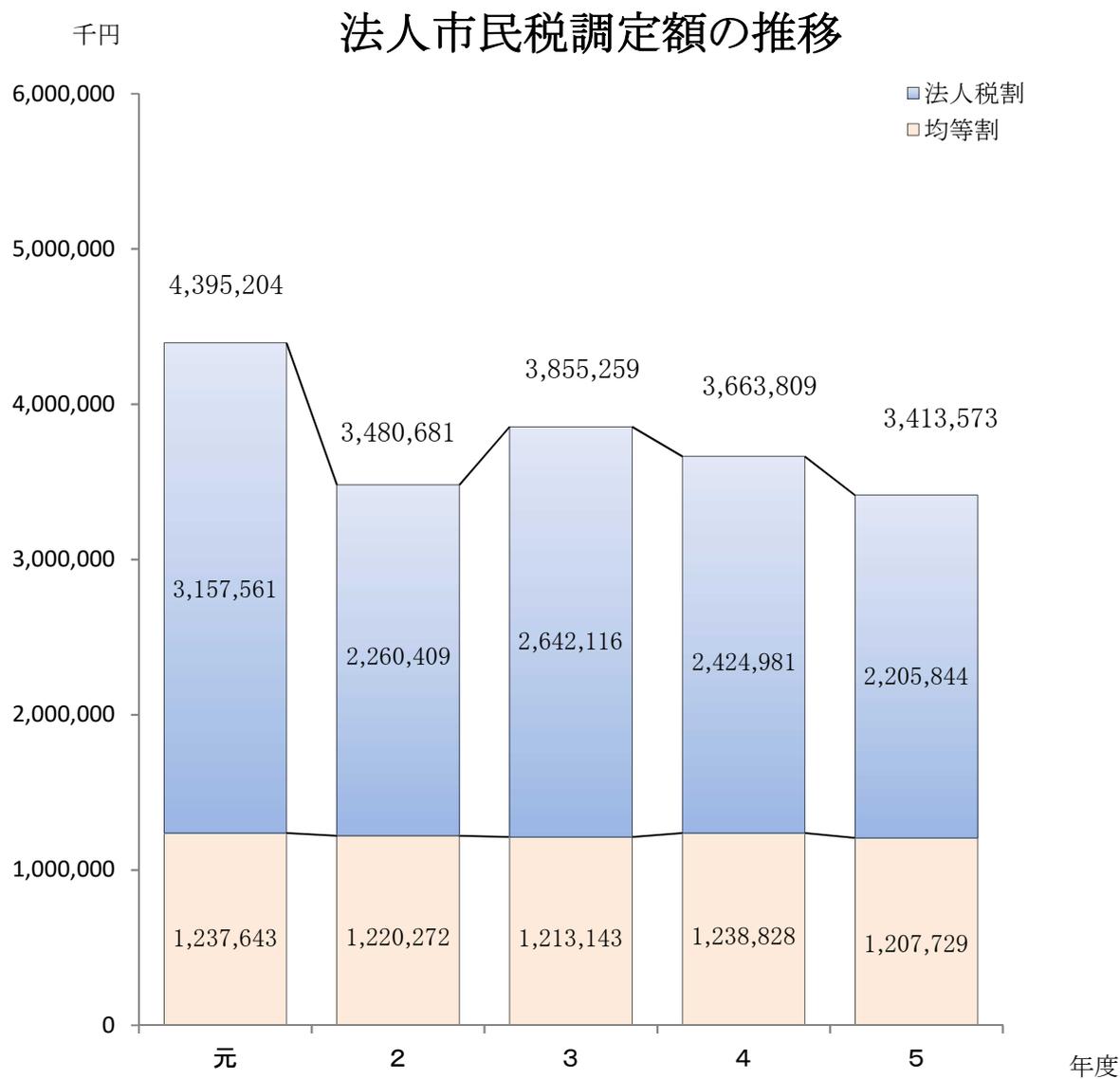
課税標準額の段階	区分	納税義務者数 (人)	総所得金額等		所得控除額	課税標準額	所得割額
			総所得金額	左以外の所得金額			
10万円以下		236	78,109	1,707,321	211,711	1,573,719	44,833
10万円を超え 100万円以下		46,161	67,737,514	693,126	40,515,748	27,914,892	1,165,654
100万円を超え 200万円以下		40,127	103,446,884	596,657	45,462,644	58,580,897	2,861,030
200万円を超え 300万円以下		20,323	78,919,067	447,220	29,170,554	50,195,733	2,568,795
300万円を超え 400万円以下		12,070	63,358,988	391,947	21,456,895	42,294,040	2,243,567
400万円を超え 550万円以下		6,434	41,979,616	698,341	12,618,727	30,059,230	1,609,145
550万円を超え 700万円以下		2,042	16,824,950	240,902	4,282,791	12,783,061	689,000
700万円を超え 1,000万円以下		1,555	16,124,221	472,868	3,252,591	13,344,498	718,183
1,000万円を超える金額		2,063	43,621,260	2,501,229	4,921,475	41,201,014	2,193,581
合計		131,011	432,090,609	7,749,611	161,893,136	277,947,084	14,093,788

(資料:令和6年度市町村課税状況等の調)

(5) 法人市民税年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
均 等 割	1,237,643	1,220,272	1,213,143	1,238,828	1,207,729
法 人 税 割	3,157,561	2,260,409	2,642,116	2,424,981	2,205,844
合 計	4,395,204	3,480,681	3,855,259	3,663,809	3,413,573



(6) 法人市民税の納税義務者等に関する調

ア 均等割税率別法人数

区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)	区 分	税率(年額) (円)	納 税 義務者 (人)	構成比 (%)
資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人以下のもの (第1号法人)	60,000	5,820	67.9	資本等の金額が1千万円以下で 従業者数が50人を超えるもの (第2号法人)	144,000	66	0.8
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人以下のもの (第3号法人)	156,000	1,376	16.0	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で 従業者数が50人を超えるもの (第4号法人)	180,000	159	1.8
資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人以下のもの (第5号法人)	192,000	448	5.2	資本等の金額が1億円を超え10億円以下で 従業者数が50人を超えるもの (第6号法人)	480,000	57	0.7
資本等の金額が10億円を超え 従業者数が50人以下のもの (第7号法人)	492,000	565	6.6	資本等の金額が10億円を超え50億円以下で 従業者数が50人を超えるもの (第8号法人)	2,100,000	24	0.3
△				資本等の金額が50億円を超え 従業者数が50人を超えるもの (第9号法人)	3,600,000	58	0.7
				合 計		8,573	100.0

(資料: 令和6年度市町村課税状況等の調)

6 固定資産税に関する調

(1) 固定資産税年度別調定額

(単位:千円)

年度 区分	2	3	4	5	6(当初)
土地	5,310,014	5,250,358	5,268,045	5,277,201	5,198,843
家屋	9,870,240	9,376,408	9,844,050	9,962,418	9,830,642
償却資産	4,082,226	4,154,846	4,123,464	4,069,847	4,468,689
計	19,262,480	18,781,612	19,235,559	19,309,466	19,498,174
交付金	206,097	203,611	204,041	203,669	202,460
合計	19,468,577	18,985,223	19,439,600	19,513,135	19,700,634

純固定資産税調定額の推移



(2) 納税義務者等の数(現年課税分)

(単位:人)

種 類		年 度				
		2	3	4	5	6
土 地	免税点以上	97,662	97,626	97,930	98,049	97,980
	免税点未満	12,624	13,066	13,077	13,047	13,065
家 屋	免税点以上	102,773	103,078	103,612	103,841	104,002
	免税点未満	3,341	3,281	3,191	3,119	3,073
償 却 資 産	免税点以上	3,027	2,853	3,223	3,293	3,341
	免税点未満	3,662	3,923	3,902	3,736	3,756
納税通知書発送件数(件)		125,301	125,195	125,520	124,671	124,192

(3) 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧および審査申出に関する調

区 分		年 度				
		2	3	4	5	6
縦 覧	土 地 (筆)	8	17	19	16	3
	家 屋 (棟)	7	21	14	3	2
	計	15	38	33	19	5
	人 数 (人)	6	6	14	9	5
閲 覧	土 地 (筆)	2,731	8,723	3,943	3,955	3,931
	家 屋 (棟)	1,787	2,519	2,197	2,356	2,627
	償却資産 (件)	57	67	68	121	885
	計	4,575	11,309	6,208	6,432	7,443
	人 数 (人)	772	922	1,008	1,080	2,302
審査申出受理件数		1	0	0	0	0

※ 縦覧・閲覧については、地方税法に基づく縦覧期間内における人数。

(4) 土地・家屋異動状況調

(単位:土地=筆、家屋=棟)

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
土地登記申請書		3,102	3,167	3,214	3,272	3,917
家屋登記申請書		6,156	5,826	5,342	5,592	5,695
土地登記済通知書		17,811	19,135	20,158	21,624	20,273
家屋登記済通知書		9,277	8,619	8,182	8,721	8,705
合 計		36,346	36,747	36,896	39,209	38,590

(5) 土地評価総地積および筆数調

区分 年度等		地 積 (㎡)								
		2	3	前年度対比(%)	4	前年度対比(%)	5	前年度対比(%)	6	前年度対比(%)
地 目										
田	一 般 田	84,981,563	84,852,218	99.8	84,451,455	99.5	83,998,090	99.5	83,602,779	99.5
	市街化区域田	562,657	568,689	101.1	516,251	90.8	495,014	95.9	482,101	97.4
畑	一 般 畑	9,436,173	9,388,711	99.5	9,377,641	99.9	9,290,664	99.1	9,165,900	98.7
	市街化区域畑	1,163,723	1,164,939	100.1	1,118,869	96.0	1,103,356	98.6	1,091,120	98.9
宅 地	小規模住宅用地	21,588,598	21,690,864	100.5	21,751,180	100.3	21,812,806	100.3	21,849,315	100.2
	一般住宅用地	11,327,400	11,324,482	100.0	11,300,693	99.8	11,285,239	99.9	11,257,970	99.8
	商業地等 (非住宅用地)	17,291,458	17,116,285	99.0	17,157,460	100.2	17,167,788	100.1	17,356,604	101.1
	計	50,207,456	50,131,631	99.8	50,209,333	100.2	50,265,833	100.1	50,463,889	100.4
鉱 泉 地		36	36	100.0	36	100.0	36	100.0	36	100.0
池 沼		86,588	83,657	96.6	83,657	100.0	83,657	100.0	83,657	100.0
山 林		132,862,535	133,170,989	100.2	133,250,553	100.1	133,384,246	100.1	133,545,096	100.1
牧 場		33,241	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0	33,241	100.0
原 野		75,983,557	75,670,738	99.6	75,756,032	100.1	76,163,166	100.5	76,494,206	100.4
雑 種 地	ゴルフ場用地	3,550,815	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0	3,550,815	100.0
	鉄軌道用地	1,469,674	1,469,800	100.0	1,470,268	100.0	1,470,983	100.0	1,458,286	99.1
	その他の雑種地	5,489,880	5,833,291	106.3	5,841,116	100.1	5,846,423	100.1	5,918,722	101.2
	計	10,510,369	10,853,906	103.3	10,862,199	100.1	10,868,221	100.1	10,927,823	100.5
合 計		365,827,898	365,918,755	100.0	365,659,267	99.9	365,685,524	100.0	365,889,848	100.1

筆 数 (筆)								
2	3	前年度対比(%)	4	前年度対比(%)	5	前年度対比(%)	6	前年度対比(%)
100,231	99,981	99.8	99,573	99.6	98,942	99.4	98,296	99.3
1,935	1,928	99.6	1,808	93.8	1,765	97.6	1,727	97.8
25,983	25,743	99.1	25,817	100.3	25,585	99.1	25,215	98.6
4,037	4,020	99.6	3,808	94.7	3,761	98.8	3,725	99.0
139,244	139,741	100.4	139,872	100.1	140,077	100.1	140,164	100.1
93,107	93,287	100.2	93,241	100.0	93,328	100.1	93,231	99.9
27,746	27,420	98.8	27,483	100.2	27,401	99.7	27,425	100.1
260,097	260,448	100.1	260,596	100.1	260,806	100.1	260,820	100.0
11	11	100.0	11	100.0	11	100.0	11	100.0
104	99	95.2	99	100.0	99	100.0	99	100.0
31,214	31,221	100.0	31,245	100.1	31,318	100.2	31,370	100.2
3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0
29,595	29,506	99.7	29,894	101.3	30,512	102.1	31,281	102.5
188	188	100.0	188	100.0	188	100.0	188	100.0
4,631	4,633	100.0	4,627	99.9	4,619	99.8	4,598	99.5
15,548	16,043	103.2	16,072	100.2	16,186	100.7	16,317	100.8
20,367	20,864	102.4	20,887	100.1	20,993	100.5	21,103	100.5
473,577	473,824	100.1	473,741	100.0	473,795	100.0	473,650	100.0

(6) 宅地に関する調(法定免税点以上)

地区別	区分	地 積 (m ²)					決 定	
	年度	2	3	4	5	6	2	3
商業地	繁 華 街	65,914	65,988	65,987	65,987	65,592	2,337,777	2,324,507
	高度商業地区	0	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	182,482	186,355	181,179	181,682	182,071	11,141,552	11,877,551
	普通商業地区	1,819,977	1,817,459	1,817,073	1,813,343	1,813,892	52,451,192	52,621,045
	計	2,068,373	2,069,802	2,064,239	2,061,012	2,061,555	65,930,521	66,823,103
住宅地	併用住宅地区	4,554,925	4,621,037	4,632,772	4,638,842	4,605,024	123,301,844	127,788,283
	高級住宅地区	60,429	60,379	60,250	60,191	60,237	2,328,586	2,493,045
	普通住宅地区	26,348,930	26,359,009	26,417,136	26,449,065	26,527,751	569,898,535	579,432,112
	計	30,964,284	31,040,425	31,110,158	31,148,098	31,193,012	695,528,965	709,713,440
工業地	大工場地区	7,324,564	7,218,989	7,224,733	7,220,415	7,240,185	35,295,363	34,800,184
	中小工場地区	1,043,824	979,904	976,552	977,033	1,181,448	18,541,775	17,118,199
	家内工場地区	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,368,388	8,198,893	8,201,285	8,197,448	8,421,633	53,837,138	51,918,383
村落地区	集 団 地 区	562,182	565,654	568,534	571,946	574,360	4,259,227	4,191,360
	村 落 地 区	7,390,204	7,350,730	7,338,436	7,333,278	7,234,823	27,509,068	26,474,807
	計	7,952,386	7,916,384	7,906,970	7,905,224	7,809,183	31,768,295	30,666,167
観 光 地 区	0	0	0	0	0	0	0	
農業用施設の用に供する宅地	347,831	363,435	376,465	401,866	403,473	334,950	371,790	
合 計	49,701,262	49,588,939	49,659,117	49,713,648	49,888,856	847,950,434	859,492,883	

価 格 (千円)			課 税 標 準 額 (千円)				
4	5	6	2	3	4	5	6
2,261,824	2,221,318	2,200,880	1,348,232	1,334,680	1,303,456	1,276,607	1,259,309
0	0	0	0	0	0	0	0
11,275,584	11,308,824	11,471,457	7,456,159	7,750,296	7,347,506	7,373,872	7,391,234
52,472,381	52,316,027	53,243,784	28,557,150	28,454,316	28,424,811	28,369,539	28,515,706
66,009,789	65,846,169	66,916,121	37,361,541	37,539,292	37,075,773	37,020,018	37,166,249
127,940,329	127,959,929	131,603,531	60,329,367	61,004,373	61,476,521	61,407,136	61,656,021
2,489,746	2,485,134	2,668,830	757,245	739,655	759,057	776,630	813,885
580,198,885	580,765,971	605,678,666	145,952,375	144,023,467	145,570,663	146,322,460	150,041,306
710,628,960	711,211,034	739,951,027	207,038,987	205,767,495	207,806,241	208,506,226	212,511,212
34,780,609	34,806,379	34,670,077	24,594,083	24,156,932	24,142,698	24,164,169	23,502,932
17,035,104	17,024,464	19,394,487	12,210,029	11,362,086	11,289,603	11,275,365	12,524,608
0	0	0	0	0	0	0	0
51,815,713	51,830,843	54,064,564	36,804,112	35,519,018	35,432,301	35,439,534	36,027,540
4,152,687	4,155,496	4,083,493	1,531,605	1,506,843	1,489,874	1,482,182	1,450,706
25,869,121	25,517,144	24,242,118	10,505,911	10,092,799	9,880,798	9,744,853	9,183,378
30,021,808	29,672,640	28,325,611	12,037,516	11,599,642	11,370,672	11,227,035	10,634,084
0	0	0	0	0	0	0	0
385,123	411,109	453,238	234,465	244,989	253,774	270,897	271,981
858,861,393	858,971,795	889,710,561	294,165,434	290,670,436	291,938,761	292,463,710	296,611,066

(7) 土地の概要

区分 地目		地積(m ²)				決定	
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (ニ)	総額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)
田	一般田	4,434,899	83,602,779	2,230,662	81,372,117	8,612,241	198,296
	介在田・市 街化区域	365,933	482,101	4,918	477,183	3,695,154	12,216
畑	一般畑	1,294,892	9,165,900	908,640	8,257,260	213,675	19,397
	介在畑・市 街化区域	430,744	1,091,120	46,775	1,044,345	5,907,639	75,297
宅 地	小規模 住宅用地		21,849,315	415,878	21,433,437	491,329,731	2,700,903
	一般住宅用地		11,257,970	140,832	11,117,138	153,377,310	428,337
	商業地等 (非住宅用地)		17,356,604	18,323	17,338,281	248,175,596	42,836
	計	7,927,397	50,463,889	575,033	49,888,856	892,882,637	3,172,076
塩	田	0					
鉱	泉地	152	36	0	36	2,092	0
池	沼	1,920,733	83,657	26,890	56,767	2,476	478
山 林	一般山林	39,465,088	133,545,096	6,922,073	126,623,023	2,028,450	104,268
	介在山林	0	0	0	0	0	0
牧	場	0	33,241	0	33,241	299	0
原	野	31,380,062	76,494,206	6,661,205	69,833,001	844,009	71,574
雑 種 地	ゴルフ場の用地	313,004	3,550,815	350	3,550,465	2,449,222	245
	遊園地等の用地	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道の用地	528	1,458,286	3	1,458,283	6,300,185	28
	その他の雑種地	19,576,849	5,918,722	374,152	5,544,570	28,255,054	151,187
	計	19,890,381	10,927,823	374,505	10,553,318	37,004,461	151,460
そ の 他		43,644,859					
合 計		150,755,140	365,889,848	17,750,701	348,139,147	951,193,133	3,805,062

価 格 (千円)		筆 数 (筆)				単位当たり価格(円/㎡)	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)	非課税地 筆 数 (リ)	評価総筆数 (ヌ)	法定免税点 未満のもの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (ヲ)	平均価格 (ホ) / (ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
8,413,945	8,168,380	19,674	98,296	5,118	93,178	103	158
3,682,938	1,075,765	1,810	1,727	66	1,661	7,665	39,300
194,278	192,795	5,346	25,215	3,571	21,644	23	64
5,832,342	1,765,462	1,294	3,725	293	3,432	5,414	44,943
488,628,828	80,530,217		140,164	4,388	135,776	22,487	84,840
152,948,973	50,607,386		93,231	2,346	90,885	13,624	62,470
248,132,760	165,473,463		27,425	274	27,151	14,299	120,951
889,710,561	296,611,066	10,076	260,820	7,008	253,812	17,693	120,951
		0					
2,092	1,579	4	11	0	11	58,111	123,995
1,998	1,998	1,029	99	47	52	30	121
1,924,182	1,924,182	4,699	31,370	4,313	27,057	15	25
0	0	0	0	0	0	0	0
299	299	0	3	0	3	9	9
772,435	772,435	6,928	31,281	5,647	25,634	11	20
2,448,977	1,525,541	10	188	1	187	690	773
0	0	0	0	0	0	0	0
6,300,157	3,923,693	4	4,598	1	4,597	4,307	41,254
28,103,867	18,654,335	21,891	16,317	2,406	13,911	4,774	109,485
36,853,001	24,103,569	21,905	21,103	2,408	18,695	3,386	109,485
		92,046					
947,388,071	334,617,530	164,811	473,650	28,471	445,179	2,600	

(8) 家屋の棟数・評価額等に関する調(法定免税点以上)

構造	年度	棟数(棟)	前年度対比(%)
木造	2	129,823	100.0
	3	129,971	100.1
	4	129,900	99.9
	5	129,891	100.0
	6	129,565	99.7
非木造	2	17,458	100.3
	3	17,483	100.1
	4	17,475	100.0
	5	17,581	100.6
	6	17,687	100.6
合計	2	147,281	100.1
	3	147,454	100.1
	4	147,375	99.9
	5	147,472	100.1
	6	147,252	99.9

(9) 新・増築および滅失家屋調

種別	年度区分	2			3		
		増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減
棟数	木造 (棟)	1,402	1,277	125	1,285	1,077	208
	非木造 (棟)	176	106	70	167	114	53
	計 (棟)	1,578	1,383	195	1,452	1,191	261
	前年度対比 (%)	99.1	100.2	92.0	92.0	86.1	133.8
床面積	木造 (㎡)	160,606	145,719	14,887	144,384	115,909	28,475
	非木造 (㎡)	48,767	38,486	10,281	71,060	37,946	33,114
	計 (㎡)	209,373	184,205	25,168	215,444	153,855	61,589
	前年度対比 (%)	89.5	101.2	48.5	102.9	83.5	244.7
決定価格	木造 (千円)	9,400,443	1,522,027	7,878,416	9,075,230	1,222,555	7,852,675
	非木造 (千円)	4,482,163	1,171,405	3,310,758	7,250,527	1,254,973	5,995,554
	計 (千円)	13,882,606	2,693,432	11,189,174	16,325,757	2,477,528	13,848,229
	前年度対比 (%)	90.7	97.5	89.2	117.6	92.0	123.8
当新増分単価位	木造 (円)			58,531			62,855
	前年度対比 (%)			102.1			107.4
	非木造 (円)			91,910			102,034
	前年度対比 (%)			111.2			111.0

床面積(㎡)	前年度対比(%)	評価額(千円)	前年度対比(%)
15,044,629	100.2	280,013,859	103.0
15,084,488	100.3	272,275,938	97.2
15,098,808	100.1	279,699,043	102.7
15,113,550	100.1	287,045,593	102.6
15,102,388	99.9	292,545,933	101.9
7,628,874	100.2	357,497,468	101.0
7,659,378	100.4	352,873,812	98.7
7,664,563	100.1	356,636,272	101.1
7,687,853	100.3	360,952,953	101.2
7,713,136	100.3	353,981,445	98.1
22,673,503	100.2	637,511,327	101.9
22,743,866	100.3	625,149,750	98.1
22,763,371	100.1	636,335,315	101.8
22,801,403	100.2	647,998,546	101.8
22,815,524	100.1	646,527,378	99.8

4			5			6		
増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減	増分	減分	差引増減
1,213	1,197	16	1,255	1,279	-24	1,016	1,190	-174
188	137	51	247	97	150	185	79	106
1,401	1,334	67	1,502	1,376	126	1,201	1,269	-68
96.5	112.0	25.7	107.2	103.1	188.1	80.0	92.2	-54.0
140,612	115,149	25,463	139,622	119,070	20,552	113,543	116,010	-2,467
47,463	48,939	-1,476	52,576	24,618	27,958	50,828	28,338	22,490
188,075	164,088	23,987	192,198	143,688	48,510	164,371	144,348	20,023
87.3	106.7	38.9	102.2	87.6	202.2	85.5	100.5	41.3
8,697,614	1,173,020	7,524,594	8,704,227	1,238,083	7,466,144	8,376,812	1,250,621	7,126,191
4,841,917	1,322,538	3,519,379	5,419,640	807,688	4,611,952	5,365,292	841,520	4,523,772
13,539,531	2,495,558	11,043,973	14,123,867	2,045,771	12,078,096	13,742,104	2,092,141	11,649,963
82.9	100.7	79.8	104.3	82.0	109.4	97.3	102.3	96.5
		61,855			62,341			73,777
		98.4			100.8			118.3
		102,015			103,082			105,558
		100.0			101.0			102.4

(10) 家屋の概要

区 分		棟 数(棟)	床 面 積(m ²)
木 造	総 数	133,024	15,268,863
	法定免税点未満のもの	3,459	166,475
	法定免税点以上のもの	129,565	15,102,388
木 造 以 外	総 数	17,741	7,714,757
	法定免税点未満のもの	54	1,621
	法定免税点以上のもの	17,687	7,713,136
合 計	総 数	150,765	22,983,620
	法定免税点未満のもの	3,513	168,096
	法定免税点以上のもの	147,252	22,815,524
非 課 税 家 屋		3,109	2,631,195

(11) 償却資産に関する調

種 別	年度 区分	2				3			
		決定価格 (千円)	課 税 標準額 (千円)	構 成 比 (%)	比 前 年 度 (%)	決定価格 (千円)	課 税 標準額 (千円)	構 成 比 (%)	対 前 比 年 度 (%)
構 築 物		41,676,825	41,185,054	16.3	98.8	41,535,313	40,156,827	15.9	97.5
機 械 お よ び 装 置		115,880,529	108,212,119	42.7	101.0	115,103,421	107,439,470	42.6	99.3
船 舶		279,896	188,509	0.1	113.6	812,183	448,584	0.2	238.0
航 空 機		40,825	40,825	0.0	202.3	34,821	34,821	0.0	85.3
車 両 お よ び 運 搬 具		1,232,595	1,231,812	0.5	99.3	1,831,691	1,787,266	0.7	145.1
工 具 器 具 お よ び 備 品		29,018,322	28,962,508	11.4	99.2	28,119,634	27,391,132	10.9	94.6
小 計		188,128,992	179,820,827	71.0	100.2	187,437,063	177,258,100	70.3	98.6
法 第 389 条 関 係	大臣配分	78,814,719	73,380,316	29.0	84.1	75,048,779	70,096,460	27.8	95.5
	知事配分	78,293	78,293	0.0	86.5	6,282,985	4,640,231	1.8	5926.8
	計	78,893,012	73,458,609	29.0	84.1	81,331,764	74,736,691	29.7	101.7
合 計		267,022,004	253,279,436	100.0	94.9	268,768,827	251,994,791	100.0	99.5

決定価格(千円)	単位当たり価格(円)	提示平均価格(円)	単位当たり価格 提示平均価格
292,799,796	19,176	—	—
253,863	1,525	/	/
292,545,933	19,371		
353,986,322	45,884	—	—
4,877	3,009	(参考)	(参考)
353,981,445	45,893		
646,786,118	28,141		
258,740	1,539		
646,527,378	28,337		
		実際免税点の額	200,000円

4				5				6			
決定価格	課税標準額	構成比	対前年度	決定価格	課税標準額	構成比	対前年度	決定価格	課税標準額	構成比	対前年度
(千円)	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
44,557,160	44,125,714	17.2	109.9	45,333,379	44,938,394	17.7	101.8	50,121,926	48,085,850	17.0	107.0
114,086,145	107,486,551	41.8	100.0	111,071,681	105,283,925	41.4	98.0	140,820,293	124,129,594	44.0	117.9
1,726,880	920,125	0.4	205.1	1,790,278	953,238	0.4	103.6	1,521,879	857,029	0.3	89.9
20,566	20,566	0.0	59.1	22,526	22,526	0.0	109.5	70,351	69,905	0.0	310.3
1,645,204	1,645,204	0.6	92.1	1,693,904	1,693,904	0.7	103.0	1,502,275	1,502,275	0.5	88.7
28,479,498	28,443,858	11.1	103.8	28,875,759	28,787,653	11.3	101.2	30,824,440	30,763,885	10.9	106.9
190,515,453	182,642,018	71.1	103.0	188,787,527	181,679,640	71.5	99.5	224,861,164	205,408,538	72.7	113.1
73,067,159	68,904,217	26.8	98.3	72,391,537	67,995,806	26.7	98.7	76,527,501	72,679,418	25.7	106.9
11,433,523	5,313,201	2.1	114.5	9,377,254	4,567,087	1.8	86.0	4,759,252	4,572,780	1.6	100.1
84,500,682	74,217,418	28.9	99.3	81,768,791	72,562,893	28.5	97.8	81,286,753	77,252,198	27.3	106.5
275,016,135	256,859,436	100.0	101.9	270,556,318	254,242,533	100.0	99.0	306,147,917	282,660,736	100.0	111.2

(12) 令和6年度土地の負担調整に関する調(免税点以上)

① 宅 地

負担調整等		区 分	地 積(㎡)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆 数(筆)
小規模住宅用地	本則による課税		17,289,198	332,808,744	55,468,124	110,604
	上記以外のもの	負担水準 90～95	3,106,284	110,051,978	17,912,177	18,586
		〃 80～90	1,021,235	45,272,317	7,086,115	6,486
		〃 70～80	10,634	335,261	45,558	65
		〃 60～70	4,303	124,172	14,741	25
		〃 50～60	1,783	36,356	3,502	10
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
		計		21,433,437	488,628,828	80,530,217
一般住宅用地	本則による課税		10,135,753	120,280,980	40,093,660	77,696
	上記以外のもの	負担水準 90～95	756,558	23,210,265	7,560,511	9,917
		〃 80～90	218,255	9,324,778	2,918,830	3,211
		〃 70～80	4,742	93,950	25,374	41
		〃 60～70	1,824	38,868	8,987	19
		〃 50～60	6	132	24	1
		〃 40～50	0	0	0	0
		〃 0～40	0	0	0	0
		計		11,117,138	152,948,973	50,607,386
住宅用地以外の宅地	引下げによる課税		2,010,015	13,744,270	9,615,361	4,561
	据置による課税		14,518,804	201,780,922	136,348,050	20,424
	上記以外のもの	負担水準 50～60	802,447	32,504,426	19,464,501	2,139
		〃 40～50	4,601	49,402	24,244	15
		〃 30～40	2,414	53,740	21,307	12
		〃 20～30	0	0	0	0
		〃 0～20	0	0	0	0
計		17,338,281	248,132,760	165,473,463	27,151	

負担調整等		区分	地積(m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
宅地	引下げによる課税		0	0	0	0
	据置による課税		403,473	453,238	271,981	935
農地+造成費として評価される農業用施設用地	上記以外のもの	負担水準 50~60	0	0	0	0
		〃 40~50	0	0	0	0
		〃 30~40	0	0	0	0
		〃 20~30	0	0	0	0
		〃 0~20	0	0	0	0
		計	403,473	453,238	271,981	935

② 農地

負担調整等		区分	地積(m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆数(筆)
本則による課税			90,762,333	15,124,039	10,533,112	118,738
上記以外のもの	負担調整率 1.025		105,872	818,295	264,113	327
	〃 1.05		67,618	586,098	176,745	169
	〃 1.075		36,126	226,050	61,368	105
	〃 1.10		178,956	1,369,021	167,064	576
計			91,150,905	18,123,503	11,202,402	119,915

(13) 不均一課税に係る家屋の軽減税額調

(単位:千円)

区分 年度	市税条例第46条の3第2項 適用 (国際観光ホテル整備法)		市税条例第46条の3第3項 適用 (都市再開発法)		秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例第2条 適用 (地域再生法)		計	
	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額	件数(件)	軽減税額
2	0	0	0	0	2	880	2	880
3	0	0	0	0	2	550	2	550
4	0	0	0	0	1	79	1	79
5	0	0	0	0	1	735	1	735
6	1	3,610	0	0	1	570	2	4,180

(14) 新築住宅に対する軽減状況調

区分 年度	法附則第15条の6第1項 (3年間) 新築住宅		法附則第15条の6第2項 (5年間) 新築住宅(中高層耐火)		法附則第15条の7第1項 (5年間) 認定長期優良		法附則第15条の7第2項 (7年間) 認定長期優良(中高層耐火)		法附則第15条の8第2項 (5年間) サービス付き高齢者向け		法附則第15条の9第1項 (1年間) 耐震改修(住宅)	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
2	169,320	103.2	17,628	97.2	74,582	100.5	260	129.4	5,319	78.0	18	-
3	165,247	97.6	19,618	111.3	72,598	97.3	251	96.5	3,579	67.3	-	-
4	167,454	101.3	18,942	96.6	74,579	102.7	326	129.9	2,649	74.0	-	-
5	162,671	97.1	17,650	93.2	76,480	102.5	251	77.0	827	31.2	20	-
6	156,956	96.5	19,501	110.5	76,130	99.5	299	119.1	2,752	332.8	-	-

区分 年度	法附則第15条の9 第4項・第5項(1年間) バリアフリー改修		法附則第15条の9 第9項・第10項(1年間) 省エネ改修		法附則第15条の10第1項 (2年間) 耐震改修(住宅以外)		H27法附則第17条第12項 (5年間) サービス付き高齢者向け		H28法附則第18条第11項 (1年間) バリアフリー(区分所有以外)		計	
	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)	軽減税額	前年度対比 (%)
2	21	84.0	5	50.0	-	-	2,382	76.2	-	-	269,535	101.1
3	13	61.9	17	340.0	-	-	-	-	-	-	261,323	97.0
4	72	553.8	-	-	-	-	-	-	-	-	264,035	101.0
5	27	37.5	-	-	-	-	-	-	-	-	257,926	97.7
6	16	59.3	8	-	-	-	-	-	-	-	255,662	99.1

7 軽自動車税に関する調

(1) 種別割年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

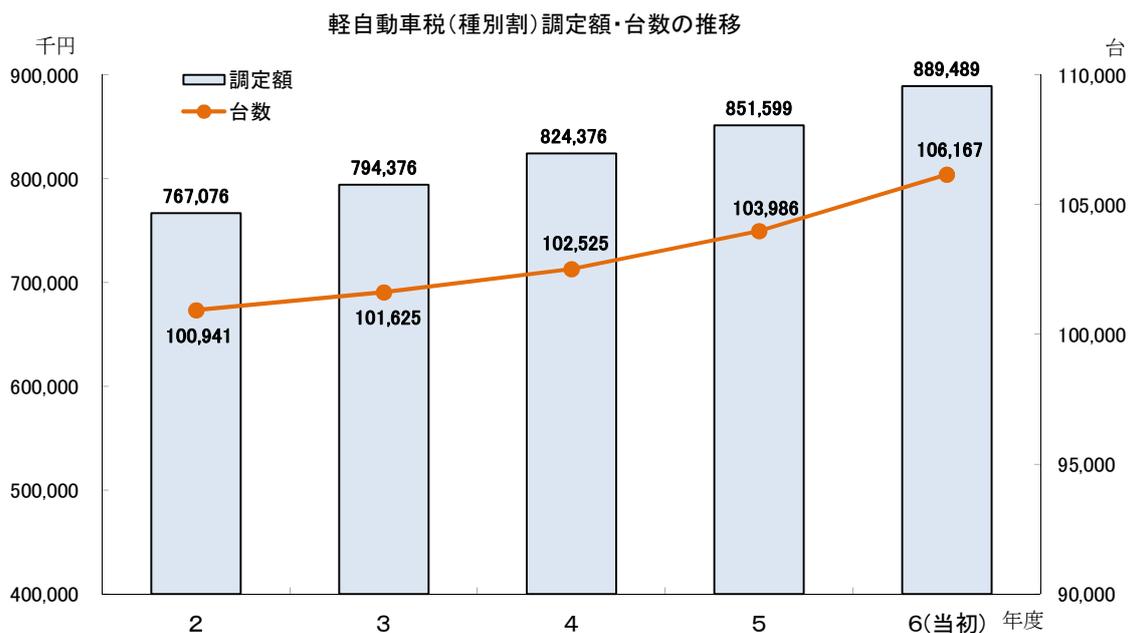
区 分		税 額 H28年度から	年 度							
			2	3	4	5	6(当初)			
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (屋根付三輪を含む)	2,000円	8,848	8,338	8,014	7,740	7,420			
	(うち特定小型原動機付自転車)	2,000円					(34)			
	90 cc 以下	2,000円	1,208	1,296	1,380	1,398	1,382			
	125 cc 以下	2,400円	2,393	2,481	2,679	2,942	3,141			
	三 輪 以 上	3,700円	303	311	340	374	374			
	計		12,752	12,426	12,413	12,454	12,317			
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用のもの	2,400円	3,850	3,953	3,996	3,967	3,965			
	そ の 他	5,900円	7,298	7,658	7,965	8,549	8,755			
	計		11,148	11,611	11,961	12,516	12,720			
軽 自 動 車	二 輪	軽 二 輪	3,600円	8,899	9,137	10,040	10,404	10,537		
		被けん引車	3,600円	450	439					
	三 輪	旧 税 率	3,100円	0	0	0	0			
		新 税 率	3,900円	0	0	0	0			
		重 課 税 率	4,600円	5	5	5	5			
	四 輪	乗 用	営 業 用	旧 税 率	5,500円	6	0	0	27	60
				新 税 率	6,900円	0	0	0	21	83
				重 課 税 率	8,200円	0	0	0	57	131
		自 家 用	自 家 用	旧 税 率	7,200円	256,154	226,130	197,755	171,396	146,290
				新 税 率	10,800円	232,157	282,690	341,690	384,296	438,631
				重 課 税 率	12,900円	128,832	137,875	146,944	154,065	160,682
		貨 物	営 業 用	旧 税 率	3,000円	816	666	612	564	429
				新 税 率	3,800円	912	1,144	1,398	1,676	1,767
				重 課 税 率	4,500円	315	270	338	378	437
	自 家 用		旧 税 率	4,000円	26,876	23,068	19,576	16,476	13,096	
			新 税 率	5,000円	26,330	30,345	35,125	39,825	43,855	
			重 課 税 率	6,000円	24,822	25,236	25,338	25,512	26,022	
	計		697,220	727,424	768,776	794,293	831,483			
	雪 上 車	3,600円	4	4	4	4	4			
	計		706,578	737,009	778,825	804,706	842,029			
	二輪の小型自動車		6,000円	20,322	20,718	21,174	21,690	22,236		
小 計 (ア)			750,800	781,764	824,373	851,366	889,302			

○グリーン化特例適用車(三輪、四輪以上)

(単位:千円)

区 分			年 度							
			税 額	2	3	4	5	6(当初)		
軽 自 動 車	三 輪		税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	0	0	
			税額を概ね50%軽減	2,000円	0	0	0	0	0	
			税額を概ね25%軽減	3,000円	0	0	0	0	0	
	乗 用 車	営 業 用		税額を概ね75%軽減	1,800円	0	0	0	0	0
				税額を概ね50%軽減	3,500円	0	0	0	0	0
				税額を概ね25%軽減	5,200円	0	0	0	5	0
		自 家 用		税額を概ね75%軽減	2,700円	0	0	3	227	184
				税額を概ね50%軽減	5,400円	2,781	1,852	/	/	/
				税額を概ね25%軽減	8,100円	13,081	10,328	/	/	/
	貨 物 車	営 業 用		税額を概ね75%軽減	1,000円	0	0	0	0	2
				税額を概ね50%軽減	1,900円	0	0	/	/	/
				税額を概ね25%軽減	2,900円	38	41	/	/	/
		自 家 用		税額を概ね75%軽減	1,300円	0	0	0	1	1
				税額を概ね50%軽減	2,500円	0	0	/	/	/
				税額を概ね25%軽減	3,800円	376	391	/	/	/
	小 計 (イ)				16,276	12,612	3	233	187	

年 度		2	3	4	5	6(当初)
合 計 (ア) + (イ)		767,076	794,376	824,376	851,599	889,489



(2) 種別割車種別台数

(単位:台)

区 分		年 度	2	3	4	5	6(当初)	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下(屋根付三輪を含む)		4,424	4,169	4,007	3,870	3,710	
	(うち特定小型原動機付自転車)						(17)	
	90 cc 以下		604	648	690	699	691	
	125 cc 以下		997	1,034	1,116	1,226	1,309	
	三 輪 以 上		82	84	92	101	101	
	計		6,107	5,935	5,905	5,896	5,811	
自 小 型 特 殊 車	農 耕 作 業 用 の も の		1,604	1,647	1,665	1,653	1,652	
	そ の 他		1,237	1,298	1,350	1,449	1,484	
	計		2,841	2,945	3,015	3,102	3,136	
軽 自 動 車	二 輪	軽 二 輪	2,472	2,538	2,789	2,890	2,927	
		被けん引車	125	122				
	三 輪		1	1	1	1	1	
	四 輪	乗 用	営業用	1	0	0	16	39
			自家用	69,190	69,888	70,496	71,415	73,456
		貨 物	営業用	595	597	647	713	707
			自家用	16,221	16,145	16,142	16,337	16,383
	計		86,007	86,630	87,285	88,481	90,585	
	雪 上 車		1	1	1	1	1	
	計		88,606	89,292	90,076	91,373	93,514	
二 輪 の 小 型 自 動 車		3,387	3,453	3,529	3,615	3,706		
合 計		100,941	101,625	102,525	103,986	106,167		

(3) 環境性能割払込金の状況調

(単位:千円)

年 度	2	3	4	5
件 数 (台)	1,931	2,392	3,859	3,630
払 込 額	35,593	44,584	84,977	84,093

8 市たばこ税に関する調

年度別調定額

年度	元		2		3		4		5	
区分	税額 (1本当たり)		うち旧3級品 4.000円	5.692円	※令和元年10 月1日で旧3級 品の特例税率 廃止	6.122円		6.552円		6.552円
	5.692円		5.692円 ※1	6.122円 ※2		6.552円 ※3				
	手持品課税		1.692	0.430		0.430		-		-
売渡本数(千本)	359,573	6,119	331,106	-	332,883	-	335,202	-	337,139	-
前年度対比 (%)	95.5	49.3	92.1	-	100.5	-	100.7	-	100.6	-
税額(千円)	2,036,338	24,478	1,938,894	-	2,093,165	-	2,196,242	-	2,208,937	-
前年度対比 (%)	100.7	50.3	95.2	-	108.0	-	104.9	-	100.6	-
手持品課税 対象所持数量(千本)	-	131	18,083	-	18,328	-	-	-	-	-
手持品課税 額(千円)	-	222	7,775	-	7,881	-	-	-	-	-
合計税額(千円)	2,036,560		1,946,669		2,101,046		2,196,242		2,208,937	

※1 旧3級品:令和元年10月1日から税率変更

※2 一般品:令和2年10月1日から税率変更

※3 一般品:令和3年10月1日から税率変更

市たばこ税調定額・売渡本数の推移



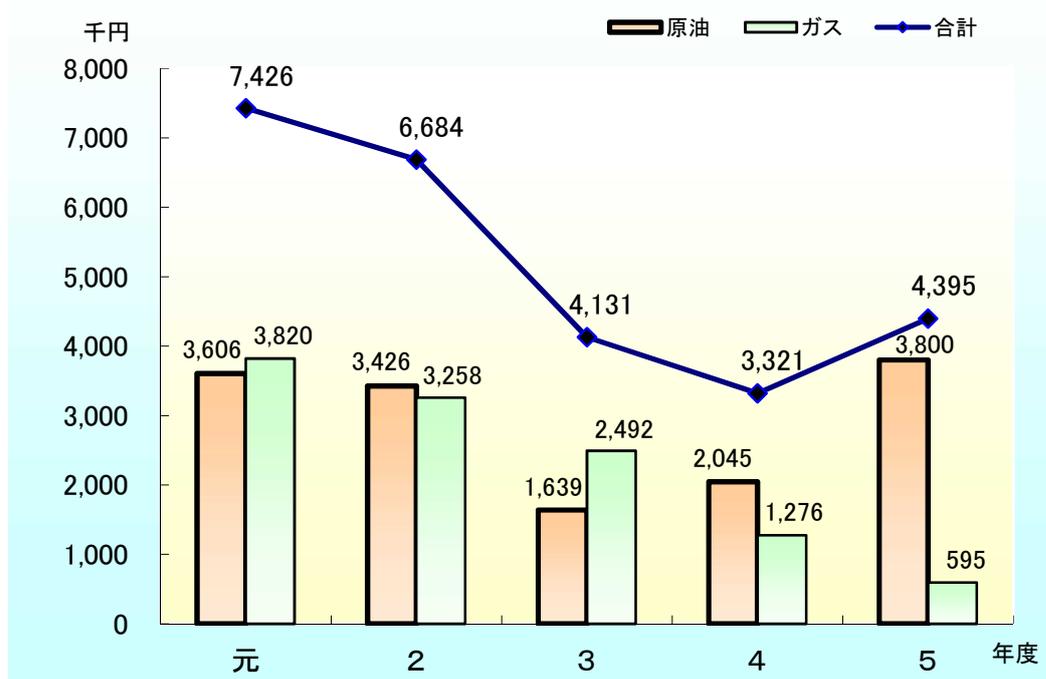
9 鉱産税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
原油	産出量(kℓ)	8,604	8,810	7,231	5,039	5,599
	課税標準額	360,658	342,609	163,919	204,567	380,006
	税額	3,606	3,426	1,639	2,045	3,800
	前年度対比(%)	109.3	95.0	47.8	124.8	185.8
ガス	産出量(km ³)	8,776	8,981	7,095	4,365	3,521
	課税標準額	383,250	326,929	250,392	128,846	60,330
	税額	3,820	3,258	2,492	1,276	595
	前年度対比(%)	94.5	85.3	76.5	51.2	46.6
合計	課税標準額	743,908	669,538	414,311	333,413	440,336
	税額	7,426	6,684	4,131	3,321	4,395
	前年度対比(%)	101.2	90.0	61.8	80.4	132.3

鉱産税調定額の推移



10 特別土地保有税に関する調

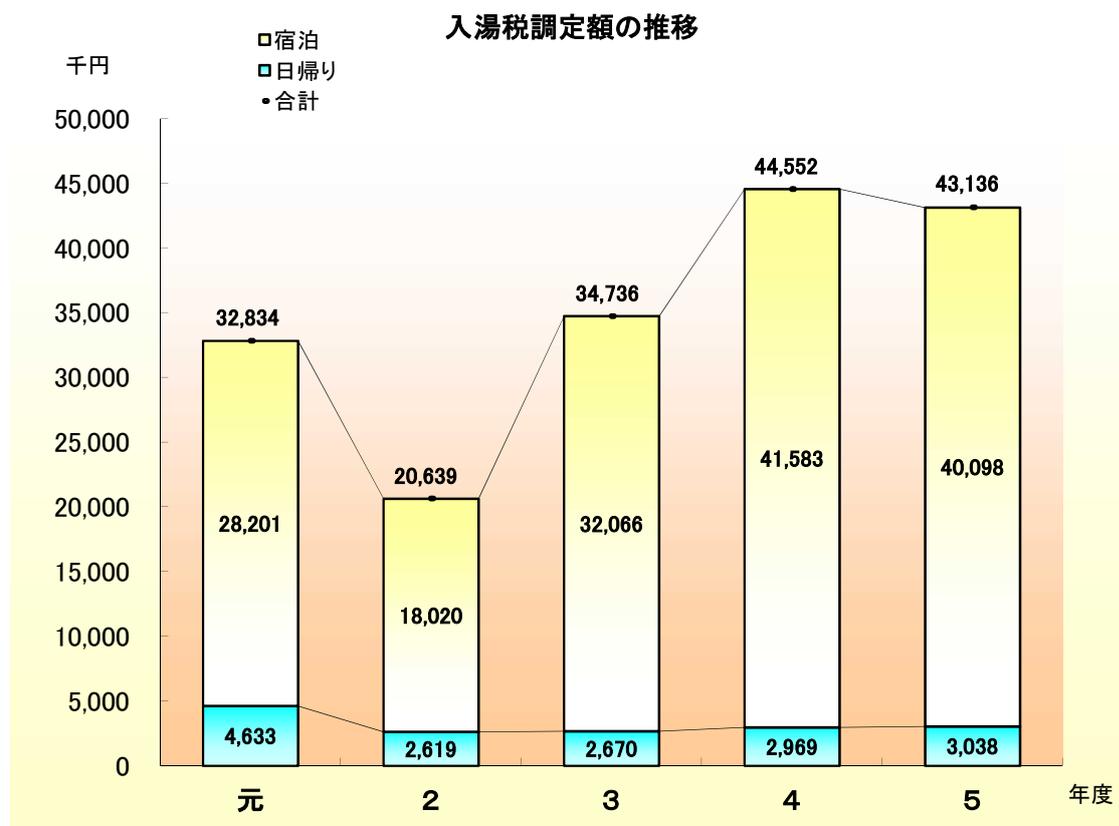
平成28年度以降、調定額なし

11 入湯税に関する調

年度別調定額

(単位:千円)

区 分		年 度				
		元	2	3	4	5
日 帰 り	人員(人)	61,776	34,924	35,604	39,589	40,508
	税 額	4,633	2,619	2,670	2,969	3,038
宿 泊	人員(人)	188,003	120,130	213,771	277,219	267,316
	税 額	28,201	18,020	32,066	41,583	40,098
合 計	人員(人)	249,779	155,054	249,375	316,808	307,824
	税 額	32,834	20,639	34,736	44,552	43,136
特別徴収義務者数(人)		11	11	11	11	11

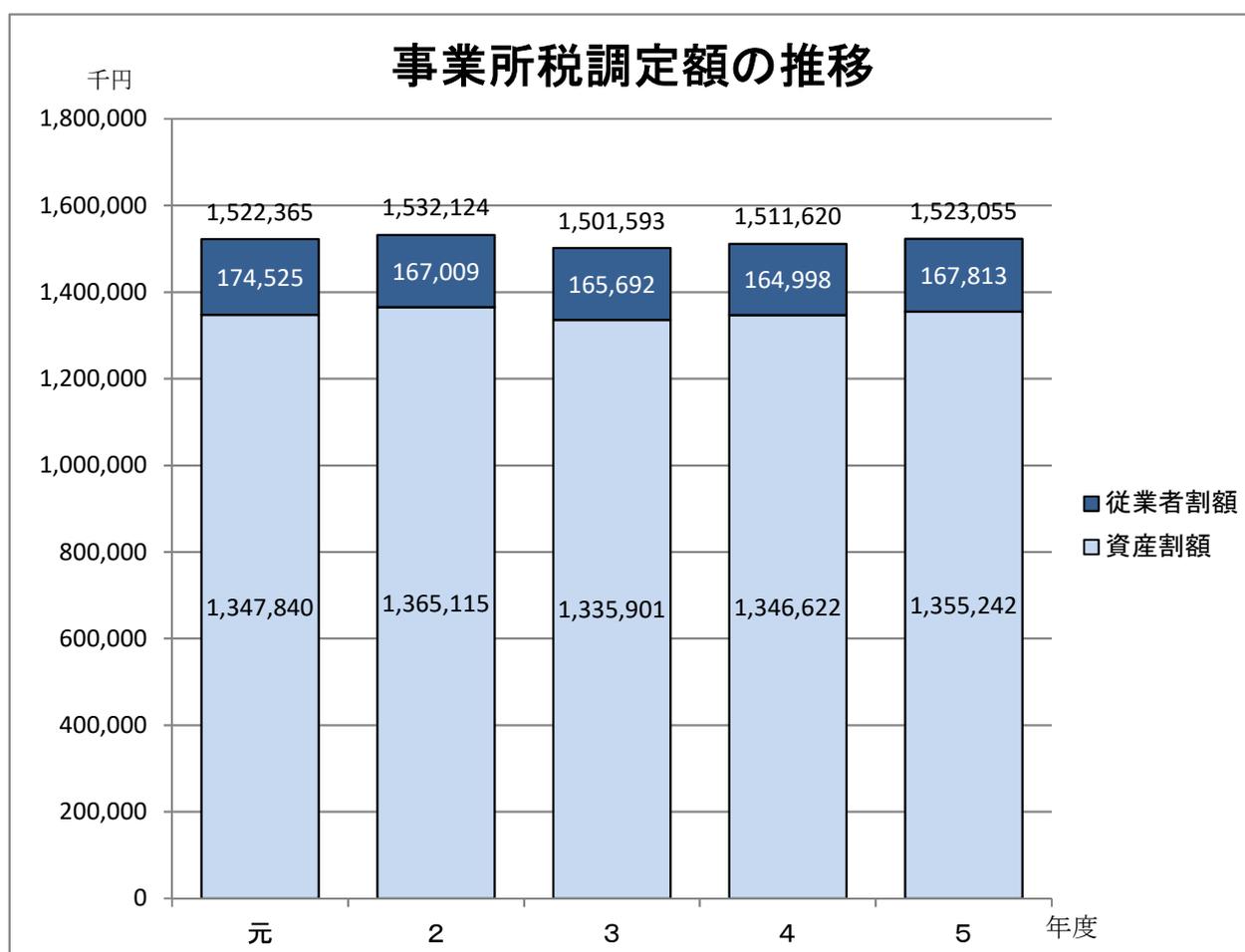


12 事業所税に関する調

年度別調定額(現年課税分)

(単位:千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
件数 (件)	561	563	568	558	559
資産割額	1,347,840	1,365,115	1,335,901	1,346,622	1,355,242
従業者割額	174,525	167,009	165,692	164,998	167,813
税額	1,522,365	1,532,124	1,501,593	1,511,620	1,523,055



13 税外収入に関する調

(1) 譲与税および交付金の調

(単位:千円)

項目	元		2		3		4		5	
	金額	前年度 対比(%)								
地方揮発油譲与税	228,735	88.7	224,471	98.1	231,658	103.2	221,374	95.6	222,396	100.5
自動車重量譲与税	658,726	103.7	653,080	99.1	662,347	101.4	662,602	100.0	670,464	101.2
地方道路譲与税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
森林環境譲与税	46,167	皆増	98,106	212.5	97,810	99.7	132,142	135.1	132,142	100.0
特別とん譲与税	23,582	96.4	23,558	99.9	27,285	115.8	26,035	95.4	22,722	87.3
航空機燃料譲与税	52,912	93.4	11,403	21.6	37,922	332.6	43,388	114.4	48,823	112.5
利子割交付金	33,368	48.2	32,839	98.4	24,957	76.0	12,732	51.0	10,569	83.0
配当割交付金	87,100	118.0	78,735	90.4	122,606	155.7	102,004	83.2	116,471	114.2
株式等譲渡所得割交付金	52,684	79.5	106,222	201.6	169,273	159.4	85,451	50.5	156,464	183.1
法人事業税交付金	-	-	435,873	皆増	732,726	168.1	693,218	94.6	591,211	85.3
地方消費税交付金	5,987,168	93.7	7,244,010	121.0	7,881,152	108.8	8,230,562	104.4	8,172,776	99.3
ゴルフ場利用税交付金	57,172	99.5	49,250	86.1	53,349	108.3	55,821	104.6	52,622	94.3
自動車取得税交付金	120,190	66.6	-	皆減	-	-	-	-	-	-
環境性能割交付金	16,326	皆増	47,995	294.0	46,425	96.7	55,699	120.0	62,076	111.4
国有提供施設等 所在市助成交付金	3,739	90.0	3,380	90.4	3,042	90.0	3,009	98.9	2,911	96.7

(2) 地方揮発油譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		228,735	224,471	231,658	221,374	222,396
内 訳	6月	63,768	77,490	72,016	61,963	61,770
	11月	96,134	68,234	72,891	90,906	91,914
	3月	68,833	78,747	86,751	68,505	68,712

(3) 自動車重量譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		658,726	653,080	662,347	662,602	670,464
内 訳	6月	182,842	171,411	190,601	170,982	184,988
	11月	274,975	267,831	270,710	274,990	276,891
	3月	200,909	213,838	201,036	216,630	208,585

(4) 地方道路譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		0	0	0	0	-
内 訳	6月	0	0	0	0	-
	11月	0	0	0	0	-
	3月	0	0	0	0	-

(5) 森林環境譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		46,167	98,106	97,810	132,142	132,142
内 訳	9月	23,082	49,053	49,039	66,071	66,071
	3月	23,085	49,053	48,771	66,071	66,071

(6) 特別とん譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		23,582	23,558	27,285	26,035	22,722
内 訳	9月	11,525	12,258	14,053	13,236	10,230
	3月	12,057	11,300	13,232	12,799	12,492

(7) 航空機燃料譲与税の調

(単位:千円)

年度		元	2	3	4	5
譲与額		52,912	11,403	37,922	43,388	48,823
内 訳	9月	24,651	9,833	15,207	18,768	23,856
	3月	28,261	1,570	22,715	24,620	24,967

(8) 利子割交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	33,368	32,839	24,957	12,732	10,569	
内 訳	8月	16,152	15,556	14,177	8,656	6,307
	12月	10,288	9,733	6,068	2,309	2,337
	3月	6,928	7,550	4,712	1,767	1,925

(9) 配当割交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	87,100	78,735	122,606	102,004	116,471	
内 訳	8月	18,271	17,384	18,090	21,729	22,160
	12月	2,810	2,400	3,585	3,355	3,418
	3月	66,019	58,951	100,931	76,920	90,893

(10) 株式等譲渡所得割交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5
交 付 額 (3月)	52,684	106,222	169,273	85,451	156,464

(11) 法人事業税交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	-	435,873	732,726	693,218	591,211	
内 訳	8月	-	282,781	398,945	360,882	301,378
	12月	-	53,148	113,308	104,659	88,179
	3月	-	99,944	220,473	227,677	201,654

(12) 地方消費税交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	5,987,168	7,244,010	7,881,152	8,230,562	8,172,776	
内 訳	6月	1,557,692	1,655,322	1,559,929	1,969,499	2,163,778
	9月	1,939,169	2,444,815	2,618,023	2,396,476	2,409,445
	12月	829,456	1,305,398	1,661,191	1,654,315	1,377,482
	3月	1,660,851	1,838,475	2,042,009	2,210,272	2,222,071

(13) ゴルフ場利用税交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	57,172	49,250	53,349	55,821	52,622	
内 訳	8月	18,904	14,002	16,994	17,439	17,609
	12月	27,429	23,958	25,537	27,345	25,234
	3月	10,839	11,290	10,818	11,037	9,779

(14) 自動車取得税交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	120,190	-	-	-	-	
内 訳	8月	70,800	-	-	-	-
	12月	49,390	-	-	-	-
	3月	-	-	-	-	-

(15) 環境性能割交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5	
交 付 額	16,326	47,995	46,425	55,699	62,076	
内 訳	8月	-	17,325	18,255	18,604	20,144
	12月	3,010	16,380	13,864	18,513	20,823
	3月	13,316	14,290	14,306	18,582	21,109

(16) 国有提供施設等所在市助成交付金の調

(単位:千円)

年 度	元	2	3	4	5
交 付 額 (12月)	3,739	3,380	3,042	3,009	2,911
資 産 価 格	473,807	424,341	377,837	336,121	319,348

(17) 手数料その他収入の調

(単位:件、円)

項目	年度区分	元		2		3		4		5	
		件数	金額								
手数料	所得証明書等 交付手数料	51,463	16,664,100	42,857	13,927,100	43,990	13,858,900	44,553	13,897,800	43,496	12,951,900
	納税証明書 交付手数料	8,145	2,443,500	7,026	2,107,800	6,400	1,920,000	7,299	2,189,700	6,570	1,971,000
	合 計	59,608	19,107,600	49,883	16,034,900	50,390	15,778,900	51,852	16,087,500	50,066	14,922,900
標 識 弁 償 金		2	300	12	1,800	9	1,350	1	150	1	150
県民税取扱委託金		-	472,500,775	-	476,763,721	-	477,033,531	-	478,327,575	-	473,907,189
延 滞 金		-	85,487,488	-	64,151,486	-	51,705,509	-	46,576,566	-	103,776,048

(18) 令和5年度証明手数料の調(再掲)

(単位:件、円)

区 分		本 庁		北部市民サービスセンター		西部市民サービスセンター		駅東サービスセンター	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 料 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	1,634	490,200	198	59,400	94	28,200	129	38,700
	法 人 市 民 税	2,446	733,800	173	51,900	99	29,700	48	14,400
	固 定 資 産 税	1,084	325,200	122	36,600	63	18,900	36	10,800
	軽 自 動 車 税	36	10,800	0	0	8	2,400	14	4,200
	国 民 健 康 保 険 税	36	10,800	1	300	0	0	0	0
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所 得 ・ 課 税 (市 民 税)	10,295	3,088,500	3,114	934,200	1,636	490,800	2,957	887,100
	所 得 ・ 課 税 (コ ン ビ ニ)	12,971	2,594,200	-	-	-	-	-	-
	所 得 ・ 課 税 (オ ン ラ イ ン)	453	135,900	-	-	-	-	-	-
	課 税 (固 定 資 産 税)	159	47,700	6	1,800	7	2,100	11	3,300
	資 産 (評 価 ・ 公 課)	5,792	1,856,200	467	147,900	139	43,400	250	77,400
	評 価 ・ 公 課 (オ ン ラ イ ン)	4	1,200	-	-	-	-	-	-
	住 宅 用 家 屋	1,161	1,393,200	19	22,800	0	0	0	0
	資 産 な し	595	178,500	48	14,400	25	7,500	39	11,700
	資 産 な し (オ ン ラ イ ン)	63	18,900	-	-	-	-	-	-
法 人 等 所 在 地	278	83,400	79	23,700	9	2,700	21	6,300	
計		37,007	10,968,500	4,227	1,293,000	2,080	625,700	3,505	1,053,900

区 分		南部市民サービスセンター		河辺市民サービスセンター		雄和市民サービスセンター		計	
		件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料	件数	手数料
納 税 証 明 書 料 交 付 手 数 料	個 人 市 民 税	77	23,100	55	16,500	16	4,800	2,203	660,900
	法 人 市 民 税	91	27,300	37	11,100	12	3,600	2,906	871,800
	固 定 資 産 税	34	10,200	12	3,600	7	2,100	1,358	407,400
	軽 自 動 車 税	6	1,800	0	0	0	0	64	19,200
	国 民 健 康 保 険 税	2	600	0	0	0	0	39	11,700
所 得 証 明 書 等 交 付 手 数 料	所 得 ・ 課 税 (市 民 税)	1,753	525,900	555	166,500	250	75,000	20,560	6,168,000
	所 得 ・ 課 税 (コ ン ビ ニ)	-	-	-	-	-	-	12,971	2,594,200
	所 得 ・ 課 税 (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	453	135,900
	課 税 (固 定 資 産 税)	16	4,800	3	900	1	300	203	60,900
	資 産 (評 価 ・ 公 課)	135	42,700	88	29,000	33	11,000	6,904	2,207,600
	評 価 ・ 公 課 (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	4	1,200
	住 宅 用 家 屋	2	2,400	0	0	0	0	1,182	1,418,400
	資 産 な し	20	6,000	5	1,500	16	4,800	748	224,400
	資 産 な し (オ ン ラ イ ン)	-	-	-	-	-	-	63	18,900
法 人 等 所 在 地	17	5,100	3	900	1	300	408	122,400	
計		2,153	649,900	758	230,000	336	101,900	50,066	14,922,900

※ 本庁には総合窓口(市民課)、河辺市民サービスセンターには岩見三内連絡所、雄和市民サービスセンターには大正寺連絡所分を各々含む。

※ コンビニ交付およびオンライン申請の件数は、本庁に含む。

事 項	金 額
納 税 証 明	1件につき300円
所 得 ・ 課 税 証 明	1件につき300円。コンビニ交付の場合は200円
土 地 又 は 建 物 に 関 す る 証 明	5筆(棟)以内300円。5筆(棟)を超え、証明書1枚増すごとに100円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件につき1,200円
そ の 他 の 証 明	1件につき300円

※ 件数については、1年度、1税目又は地方税法施行令第6条の21第1項各号に掲げる事項ごとに1件とする。

14 減免に関する調

(1) 個人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	元	2	3	4	5
件 数	38	72	77	60	75
税 額	689	1,487	1,385	1,166	2,125

(2) 法人市民税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	元	2	3	4	5
件 数	305	313	307	313	314
税 額	17,950	18,540	18,315	18,420	18,555

(3) 固定資産税の減免の状況 *R5は豪雨災害分含む

(単位:件、千円)

年 度	元	2	3	4	5
件 数	1,444	1,429	1,409	1,367	5,276
税 額	51,387	51,180	48,887	50,291	126,424

(4) 軽自動車税(種別割)の減免の状況

(単位:台、千円)

区分	元		2		3		4		5	
	台数	税額								
原動機付自転車	4	8	3	6	3	6	2	4	2	4
小型特殊自動車	0	0	0	0	0	0	1	6	1	6
軽 自 動 車	1,295	11,104	1,321	11,784	1,323	12,110	1,328	12,569	1,348	13,021
二輪の小型自動車	0	0	0	0	1	6	1	6	0	0
合 計	1,299	11,112	1,324	11,790	1,327	12,122	1,332	12,585	1,351	13,031

(5) 事業所税の減免の状況

(単位:件、千円)

年 度	元		2		3		4		5	
	件数	税額								
資 産 割	24	26,003	24	27,436	25	29,536	26	26,930	25	25,488
従 業 者 割	7	4,125	7	3,764	7	3,535	6	3,266	7	3,299
合 計	31	30,128	31	31,200	32	33,071	32	30,196	32	28,787

15 徴税に関する調

(1) 督促状発送件数

(単位:件)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
市 民 税	普通徴収	20,506	17,276	16,672	15,947	17,268
	特別徴収	4,924	3,716	4,110	4,379	4,564
	法人	501	434	385	417	422
	計	25,931	21,426	21,167	20,743	22,254
固定資産税		46,870	42,126	41,050	40,880	40,578
軽自動車税		11,931	10,183	10,571	9,967	9,960
その他		20	7	8	13	15
合計		84,752	73,742	72,796	71,603	72,807

(2) 財産差押の状況(令和5年度)

(単位:件、千円)

種別	区分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
動産		0	0	2	72	1	60	1	12
不動産		401	595,591	12	18,035	23	65,726	390	547,900
自動車		0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権		0	0	0	0	0	0	0	0
債権		124	54,851	839	106,007	871	120,633	92	40,225
合計		525	650,442	853	124,114	895	186,419	483	588,137

(3) 公売の状況

(単位:回、件、円)

種別	区分	元			2			3			4			5		
		回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額	回数	件数	金額
動産		1	4	35,750	2	3	11,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話加入権		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
債権その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1	4	35,750	2	3	11,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 交付要求に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
交付要求件数	162	78	75	106	104
交付要求金額	63,018	143,041	49,081	46,652	112,577
配 当 件 数	28	29	16	14	23
配 当 金 額	10,129	6,590	2,809	1,328	3,628

(5) 執行停止に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
件 数	3,222	4,150	2,825	3,811	2,501
金 額	80,392	74,032	166,006	71,047	71,201

(6) 不納欠損額に関する調

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
件 数	5,840	6,540	6,649	5,554	6,710
金 額	111,436	122,915	115,311	210,017	134,492



16 市税口座振替に関する調

(単位:人、円)

税 目	年 度	納税者数(人)	振替者数(人)	口座振替調定額(円)	振替率(%)
市・県民税 (普通徴収)	元	33,389	5,380	1,209,482,753	16.11
	2	32,640	5,400	1,303,118,068	16.54
	3	31,184	5,758	1,244,354,863	18.46
	4	33,916	7,197	1,381,058,200	21.22
	5	35,994	7,636	1,440,058,761	21.21
固定資産税	元	124,540	59,422	7,157,603,393	47.71
	2	124,560	59,232	7,279,358,113	47.55
	3	124,511	58,330	7,260,640,767	46.85
	4	124,849	58,307	7,605,127,700	46.70
	5	124,776	57,549	7,688,933,600	46.12
軽自動車税	元	102,090	11,149	76,788,800	10.92
	2	102,311	10,478	77,671,000	10.24
	3	102,985	11,453	79,510,500	11.12
	4	103,889	10,891	82,073,100	10.48
	5	105,363	10,718	83,019,500	10.17
市 税 合 計	元	260,019	75,951	8,443,874,946	29.21
	2	259,511	75,110	8,660,147,181	28.94
	3	258,680	75,541	8,584,506,130	29.20
	4	262,654	76,395	9,068,259,000	29.09
	5	266,133	75,903	9,212,011,861	28.52
国民健康保険税	元	38,902	11,606	1,830,520,700	29.83
	2	39,011	11,550	1,833,449,200	29.61
	3	38,226	11,179	1,784,634,800	29.24
	4	37,218	10,645	1,699,113,700	28.60
	5	36,197	10,184	1,620,805,200	28.13
合 計	元	298,921	87,557	10,274,395,646	29.29
	2	298,522	86,660	10,493,596,381	29.03
	3	296,906	86,720	10,369,140,930	29.21
	4	299,872	87,040	10,767,372,700	29.03
	5	302,330	86,087	10,832,817,061	28.47

17 譲与税および交付金の概要

(令和6年4月1日現在)

種 目	被譲与団体	譲 与 の 基 準	譲与時期・使途
自動車重量 譲 与 税 (昭和46年12月創設)	市 町 村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し譲与する。 (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所用の補正を加える。 ※自動車重量税は検査自動車および届出軽自動車に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い自動車等について、新規・継続検査を受ける場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期11月(5月～ 9月) 第3期 3月(10月～ 1月) 使途制限なし
地方揮発油譲与税 (平成21年4月創設) ※旧 地方道路譲与税	都道府県お よび市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県および指定市に対しその2分の1を一般国道、高速自動車国道および都道府県道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対しその2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積には、所要の補正を加える。 ※地方揮発油税の税率は5,200円/キロリットルで、これと揮発油税48,600円と合わせた53,800円/キロリットルがガソリン税となる。	第1期 6月(3月～ 5月) 第2期11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～ 2月) 使途制限なし ※使途を地方道路の整備に制限していた地方道路譲与税から使途制限を設けない地方揮発油譲与税に改正
森 林 環 境 譲 与 税 (平成31年4月創設)	都道府県お よび市町村	(1) 森林環境税の収入額的全額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税総額の9割に相当する額は、市町村に対し、その10分の5.5の額を私有林人工林面積により、10分の2の額を林業就業者数により、10分の2.5の額を人口によりあん分し譲与する。譲与税総額の1割に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※森林環境税は国内に住所を有する個人に対して年額1,000円の税率で課される(個人住民税と併せて賦課徴収)。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 森林整備に関する費用に充てる。
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開 港 所 在 市 町 村	(1) 外国貿易船が開港に入港する場合、とん税と併せて納付する。 (2) 税率は純トン数1トンまでごとに20円(1年分を一括して納付する場合は1トンまでごとに60円)とする。 (3) 特別とん税の収入額に相当する額を開港所在市町村に譲与する。 (4) 一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌してあん分率を決定する。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 使途制限なし
航空機燃料譲与税 (昭和47年4月創設)	空 港 関 係 都 道 府 県 お よ び 市 町 村	(1) 航空機燃料税の収入額の13分の2(H23年度～R2年度は9分の2、R3年度は9分の4、R4～R6年度は13分の4)に相当する額を譲与する。 (2) 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額は、空港関係市町村に対し、その2分の1の額を着陸料割(R6:80%)、延べ重量割(R6:10%)、旅客数割(R6:10%)により、2分の1の額を騒音が特に著しい地区内の世帯数によりあん分し譲与する。残りの5分の1に相当する額は、空港関係都道府県に対し、空港関係市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※航空機燃料税は国内線旅客機に積み込まれた航空機燃料1キロリットルにつき26,000円(H23年度～R2年度は18,000円、R3年度は9,000円、R4～R6年度は13,000円)の税率で課される。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 空港対策に関する費用に充てる。

種 目	被交付団体	交 付 の 基 準	交付時期・使途
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に、所要の調整を加えた後、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※県民税配当割は特定配当等の支払いを受けるときに係る税で、税率は5%。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
株式等譲渡所得割交付金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※株式譲渡所得割とは上場株式等の譲渡による所得に係る税で、税率は5%。	3月(3月～2月) 使途制限なし
法人事業税交付金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された法人事業税額に相当する額に、政令で定める率(7.7%)を乗じて得た額を、当該市町村の従業者数であん分して交付する。 ※令和2年度から交付され、令和4年度までのあん分基準は、経過措置による。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
地方消費税交付金 (平成9年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された地方消費税の22分の10の額の、2分の1に相当する額を、うち2分の1を市町村の国勢調査の人口で、他の2分の1を市町村の経済センサス基礎調査の従業者数であん分して交付する。 また、当該道府県に納付された地方消費税の22分の12の額の、2分の1に相当する額を、国勢調査の人口であん分し、社会保障財源分として交付する。	第1期 6月(2月～4月) 第2期 9月(5月～7月) 第3期 12月(8月～10月) 第4期 3月(11月～1月) 使途制限なしと 社会保障財源分とに分けて交付される
ゴルフ場利用税交付金 (平成元年4月創設)	ゴルフ場所在 市 町 村	道府県は、当該道府県に納付されたゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場所在の市町村に交付する。 ※ゴルフ場利用税とはゴルフ場を利用したときにかかるもので、利用者1人1日につき400円から1,200円の課税。(非課税・減額等の措置あり)	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～2月) 使途制限なし
自動車取得税交付金 (昭和43年7月創設～令和元年9月廃止)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に、政令で定める率(95%)を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車取得税とは、自動車(特殊・二輪を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い新車を取得する場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
環境性能割交付金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車税環境性能割額のうち徴税费(5%)を除いた43%(R3年度以前は47%)に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車税環境性能割とは、自動車(特殊・二輪・軽自動車を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。	第1期 8月(3月～7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
国有提供施設等所在市町村助成交付金 (昭和32年5月創設)	市 町 村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。 (2) 交付額(次のイとロの合算額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額にあん分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類および用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が必要と認め配分する額	12月 使途制限なし

18 市税の税率等の推移

区分		年度		
		昭 和 25 年 度	昭 和 26 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	750円	600円
		所 得 割	18.0%	
	法 人	均 等 割	1,800円	
		法 人 税 割		15% (標準税率12.5%)
固 定 資 産 税		○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 10,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
軽 自 動 車 税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市 た ば こ 消 費 税 (昭 和 29 年 ~ 昭 和 63 年)				
電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年)		料金の10.0%		
鉦 産 税		鉦物価格の1.0%		
木 材 引 取 年 税 (~ 平 成 元 年)		素材の山元価格の5.0%		
広 告 税 (~ 昭 和 27 年)		10.0%		
接 客 人 税 (~ 昭 和 27 年)		1人月額100円		

昭 和 27 年 度		昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
500円		600円			
3万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	6.0%	2万円以下の金額	4.5%
3万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	6.5%	2万円を超える金額	4.9%
5万円	7.0%	4万円	7.0%	4万円	5.3%
8万円	8.0%	6万円	7.5%	6万円	5.7%
10万円	8.5%	8万円	8.0%	8万円	6.0%
12万円	9.0%	10万円	8.5%	10万円	6.4%
15万円	9.5%	12万円	9.0%	12万円	6.8%
20万円	10.0%	15万円	9.5%	15万円	7.2%
		20万円	10.0%	20万円	7.5%
		3,000円			
				9.0% (標準税率7.5%)	
		○課税標準の1.9%(標準税率1.6%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満		○課税標準の1.8%(標準税率1.5%) ○免税点 土 地 10,000円未満 家 屋 10,000円未満 償却資産 30,000円未満	
自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 400円 ○原動機付自転車 500円				自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○原動機付自転車および三輪車 500円	
荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円				荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円	
				たばこ売渡価格の10/115	
		鉱物価格の1.2%			
昭和27年7月廃止					
昭和27年7月廃止					

区分		年度		
		昭和30年度	昭和31年度	
市 民 税	個人	均等割	550円	
		所得割		
	法人	均等割	3,000円	
		法人税割	9.0%(標準税率8.1%)	9.7%(標準税率8.1%)
固定資産税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 50,000円未満	○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土地 10,000円未満 家屋 10,000円未満 償却資産 100,000円未満	
軽自動車税 〔昭和29年～昭和32年〕 自転車荷車税		自転車税 ○二輪車 一般用車および婦人用車 200円 競走用車 300円 ○三輪車 500円 ○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 荷車税 ○荷積牛馬車 四輪車 800円 ○荷積大車 400円 ○荷積小車およびリヤカー 200円		
市たばこ消費税		たばこ売渡価格の9.0%		
電気ガス税				
鉱産税		鉱物価格の1.0%		
木材引取税				
入湯税(昭和33年～)				

昭和 32 年 度	昭和 33 年 度	昭和 34 年 度
	400円	
	2万円以下の金額 4.0% 2万円を超える金額 4.6% 4万円 〃 5.2% 6万円 〃 5.7% 8万円 〃 6.0% 10万円 〃 6.4% 12万円 〃 6.8% 15万円 〃 7.2% 20万円 〃 8.2% 30万円 〃 8.7%	
		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 20,000円未満 家 屋 30,000円未満 償却資産 150,000円未満
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 500円 90cc以下のもの 800円 90ccを超えるもの 1,000円 ○軽自動車 二 輪 1,500円 三輪以上 3,000円 農耕作業用 1,000円 ○二輪の小型自動車 2,500円 側車付 4,300円 ○被けん引車 1,000円	
	たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率 11.0%	
素材の山元価格の4.0%	素材の山元価格の2.0%	
	1人1日20円	

区 分		年 度		
		昭 和 36 年 度	昭 和 37 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	400円	
		所 得 割	2万円以下の金額 3.6% 2万円を超える金額 4.2% 4万円 // 4.9% 6万円 // 5.4% 8万円 // 5.8% 10万円 // 6.4% 12万円 // 6.8% 15万円 // 7.2% 20万円 // 8.2% 30万円 // 8.7%	
	法 人	均 等 割	3,000円	
		法 人 税 割	9.7% (標準税率8.1%)	
	固 定 資 産 税			
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			税率 12.0%
	電 気 ガ ス 税		○料金の10.0% ○免税点 300円以下	○料金の9.0% ○免税点 300円以下
	鉱 産 税		鉱物価格の1.0%	鉱物価格の1.0% (ただし、鉱物価格が200万円以下は0.7%)
	木 材 引 取 税			
入 湯 税				

区 分		年 度			
		昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割			
		所 得 割			
	法 人	均 等 割		資本金が1,000万円以上 7,000円 その他 4,000円	
		法 人 税 割	10.7%(標準税率8.9%)		
固 定 資 産 税		○課税標準の1.7%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 80,000円未満 家 屋 50,000円未満 償却資産 300,000円未満			
軽 自 動 車 税					
市たばこ消費税			税率 18.1%		
電 気 ガ ス 税				○料金の7.0% ○免税点 電気 400円以下 ガス 800円以下	
鉾 産 税					
木 材 引 取 税					
入 湯 税		入湯客1人1日について 日帰り10円 宿泊20円			

区 分		年 度		
		昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	
市 民 税	個	均 等 割		
		所 得 割	30万円以下の金額 2.0% 30万円を超える金額 3.0% 50万円 " 4.0% 80万円 " 5.0% 110万円 " 6.0% 150万円 " 7.0% 250万円 " 8.0% 400万円 " 9.0% 600万円 " 10.0% 1,000万円 " 11.0% 2,000万円 " 12.0% 3,000万円 " 13.0% 5,000万円 " 14.0%	
	法 人	均 等 割		
		法 人 税 割	14.5%(標準税率12.1%)	
	固 定 資 産 税		○課税標準の1.65%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満	○課税標準の1.6%(標準税率1.4%) ○免税点 土 地 150,000円未満 家 屋 80,000円未満 償却資産 1,000,000円未満
	軽 自 動 車 税			
	市 た ば こ 消 費 税			
	電 気 ガ ス 税 (~ 昭 和 48 年)		○料金の6.0%	
	電 気 税 ・ ガ ス 税 (昭 和 49 年 ~ 平 成 元 年)		○免税点 電気 1,000円以下 ガス 2,100円以下	料金の6.0% ○免税点 1,200円以下 料金の5.0% ○免税点 2,700円以下
	鉱 産 税			
木 材 引 取 税				
特 別 土 地 保 有 税 (昭 和 49 年 ~)			○土地の取得価格の1.4%(保有)、3%(取得) ○免税点 5,000㎡未満	
入 湯 税				

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度																
	1,200円																	
	○資本金が1億円を超え従業員数が100人を超えるもの 40,000円 ○資本金が1億円を超え従業員数が100人以下のもの 20,000円 および資本金が1千万円を超え1億円以下のもの ○資本金が1千万円以下のもの 12,000円																	
	○原動機付自転車 50cc以下のもの 650円 90cc以下のもの 1,000円 125cc以下のもの 1,300円 ○軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,000円 三輪のもの 2,600円 四輪以上のもの <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">5,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="text-align: right;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> </table> ※公害規制適合者の場合のみ2年間 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;">乗用</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">貨物用</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </table> ○小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他のもの 3,900円 ○二輪の小型自動車 3,300円	{	乗用	営業用	5,200円	自家用	5,900円	貨物用	営業用	2,900円	自家用	3,300円	{	乗用	4,500円	貨物用	2,500円	
{	乗用			営業用	5,200円													
			自家用	5,900円														
	貨物用		営業用	2,900円														
		自家用	3,300円															
{	乗用	4,500円																
	貨物用	2,500円																
料金の5.0% ○免税点 2,000円以下 料金の3.0% ○免税点 4,000円以下		料金の5.0% ○免税点 2,400円以下 料金の2.0% ○免税点 4,800円以下																
1人1日について 日帰り50円 宿泊100円		日帰り50(75)円 宿泊100(150)円 注()内の税率は53年1月1日から適用																

昭 和 55 年 度	昭和56年度	昭 和 57 年 度
1,500円		
30万円以下の金額 2.0%		
30万円を超える金額 3.0%		
45万円 " 4.0%		
75万円 " 5.0%		
100万円 " 6.0%		
130万円 " 7.0%		
230万円 " 8.0%		
370万円 " 9.0%		
570万円 " 10.0%		
950万円 " 11.0%		
1,900万円 " 12.0%		
2,900万円 " 13.0%		
4,900万円 " 14.0%		
	14.7% (標準税率12.3%)	
料金の5.0%		
○免税点 3,600円以下		
料金の2.0%		料金の2.0%
○免税点10,000円以下		○免税点12,000円以下

昭 和 60 年 度		昭 和 61 年 度															
2,000円																	
20万円以下の金額	2.5%																
20万円を超える金額	3.0%																
45万円	4.0%																
70万円	5.0%																
95万円	6.0%																
120万円	7.0%																
220万円	8.0%																
370万円	9.0%																
570万円	10.0%																
950万円	11.0%																
1,900万円	12.0%																
2,900万円	13.0%																
4,900万円	14.0%																
○原動機付自転車																	
50cc以下のもの	1,000円																
90cc以下のもの	1,200円																
125cc以下のもの	1,600円																
三輪以上の50cc以下のもの	2,500円																
○軽自動車																	
二輪のもの(側車付を含む。)	2,400円																
三輪のもの	3,100円																
四輪以上	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">{</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	{	乗用	{	営業用	5,500円	自家用	7,200円	{	貨物用	{	営業用	3,000円	自家用	4,000円		
{					乗用	{	営業用	5,500円									
		自家用	7,200円														
{		貨物用	{	営業用	3,000円												
	自家用			4,000円													
のもの	4,000円																
雪上車	2,400円																
○小型特殊自動車																	
農耕作業用	1,600円																
その他のもの	4,700円																
○二輪の小型自動車	4,000円																
4月のみ たばこ売上本数×全国平均小売価格 税率18.1%		※ 従量割については昭和61年5月1日から															
従価割 従量割		従価割 従量割															
5月から (小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)															

年度		昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
区 分			
市 民 税	均 等 割		
	所 得 割		60万円以下の金額 3.0%
			60万円を超える金額 5.0%
			130万円 // 7.0%
			260万円 // 8.0%
			460万円 // 10.0%
法 人 税	均 等 割		950万円 // 11.0%
	法 人 税 割		1,900万円 // 12.0%
固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税			
市たばこ消費税 (～平成元年)		※ 従量割については昭和63年3月31日まで 従価割 従量割	※ 従量割については平成元年3月31日まで(千本につき640円) 従価割 従量割
市たばこ税 (平成元年～)		(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円) (千本につき640円)	(小売定価×14.3/100)+(千本につき350円)
電 気 税 (～平成元年)			
ガ ス 税 (～平成元年)			
鉱 産 税			
木 材 引 取 税 (～平成元年)			
特 別 土 地 保 有 税			
入 湯 税			
事 業 所 税 (平成3年7月～)			

区 分		年 度		
		平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
市 民 税	均 等 割			2,500円
	個 所 得 割		200万円以下の金額 3.0% 200万円を超える金額 8.0% 700万円 " 11.0%	
	法 均 等 割	○資本金等が50億円を超え従業員数が50人を超えるもの 3,600千円 ○資本金等が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超えるもの 2,100千円 ○資本金等が10億円を超え従業員数が50人以下のもの 492千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超えるもの 480千円 ○資本金等が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下のもの 192千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超えるもの 180千円 ○資本金等が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下のもの 156千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人を超えるもの 144千円 ○資本金等が1千万円以下で従業員数が50人以下のもの 60千円		
	人 法 人 税 割			
	固 定 資 産 税			
軽 自 動 車 税				
市 た ば こ 税				
鉱 産 税				
特 別 土 地 保 有 税				
入 湯 税				
事 業 所 税				

区 分		年 度	平 成 16 年 度	平 成 17 年 度
		※市町合併に伴う不均一課税・課税免除		
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円	夫と生計を一にする妻の均等割課税 経過措置により1/2課税
		所 得 割		配偶者特別控除の上乗せ部分の控除廃止
	法 人	均 等 割	○法人市民税 市町合併期日の前日(平成17年1月10日)時点で、 旧河辺町・旧雄和町のいずれかにのみ事務所・事 業所等を有する法人について、平成20年3月31日 までに終了する事業年度分について、法人市民 税均等割・法人税割の税率を標準税率とする。 旧河辺・雄和町 平成20年4月1日以降均等割は、標準税率→制限 税率(1.2倍) 税割は、標準税率(12.3%)→制限税 率(14.7%)	
		法 人 税 割		
固定資産税		○固定資産税 旧河辺町・旧雄和町の区域について、税率を平成 17年度は1.4%、平成18年度から平成20年度までは 1.5%、平成21年度から1.6%とする。		
軽自動車税				
市たばこ税				
鉦 産 税				
特別土地保有税				
入 湯 税				
事業所税		○事業所税 旧河辺町・旧雄和町の区域に所在する事務所等 については、平成20年3月31日までに終了する事 業年度分の法人の事業および平成19年までの年 分の個人の事業を課税免除とする。		

平成 18 年 度	平成 19 年 度
夫と生計を一にする妻の均等割課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税
65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により1/3課税 老年者控除の廃止 年金所得課税の見直し(65歳以上の年金所得の所得算出 方法の変更) 定率減税の縮減(1/2)	一律6%課税 65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置により2/3課税 定率減税の廃止
平成18年7月1日から 売渡本数千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	

区 分		年 度		
		平 成 20 年 度	平 成 22 年 度	
市 民 税	個 人	均 等 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
		所 得 割	65歳以上の非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止	
	法 人	均 等 割		
		法 人 税 割		
		固 定 資 産 税		
		軽自動車税		
		市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数千本につき4,618円 (旧3級品たばこは千本につき2,190円)
		鉦 産 税		
		特別土地保有税		
		入 湯 税		
		事業所税		

平成 25 年 度	平成 26 年 度
	3,500円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円加算)
	平成26年10月1日より開始する事業年度より12.1%(標準税率9.7%)
平成25年4月1日から 売渡本数千本につき5,262円 (旧3級品たばこは千本につき2,495円)	

年度		令和元年度	令和2年度																																																						
区分	個人																																																								
	均等割																																																								
	所得割																																																								
	法人																																																								
税	均等割																																																								
	法人税割	令和元年10月1日から開始する事業年度から8.4%(標準税率6.0%)																																																							
固定資産税																																																									
種別割	軽自動車	<p>※令和元年10月1日から軽自動車税種別割に名称変更(令和元年度は軽自動車税として課税)</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																				
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																						
環境性能割	<p>※令和元年10月1日から創設 取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0% 0.5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>(エ)</td> <td>2.0% 1.0% 2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)令和2年度燃費基準+20%達成車 (イ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+20%達成車 (ウ)乗用:令和2年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 (エ)平成27年度燃費基準+10%達成車 ※(7)から(エ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>	区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(7)		(ハイブリット車含む)	(イ)		LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%	上記以外	(エ)	2.0% 1.0% 2.0%	<p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>																																			
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(7)																																																								
(ハイブリット車含む)	(イ)																																																								
LPG車	(ウ)	1.0% 0.5%																																																							
上記以外	(エ)	2.0% 1.0% 2.0%																																																							
市たばこ税	旧3級品:令和元年10月1日から売渡本数千本につき 5,692円 手持品課税 旧3級品:所持本数千本につき 1,692円(令和元年10月1日実施)	令和2年10月1日から売渡本数千本につき 6,122円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和2年10月1日実施)																																																							
鉱産税																																																									
特別土地保有税																																																									
入湯税																																																									
事業所税																																																									

令和3年度		令和4年度																																																							
<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円	貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円	<p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上)</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</p> <p>(イ)令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>(ウ)令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る)</p> <p>※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円	乗用 自家用	2,700円	—	—	貨物 営業用	1,000円	—	—	貨物 自家用	1,300円	—	—
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	5,400円	8,100円																																																				
		貨物 営業用	1,000円	1,900円	2,900円																																																				
		貨物 自家用	1,300円	2,500円	3,800円																																																				
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																					
軽自動車	三輪のもの	1,000円	2,000円	3,000円																																																					
	四輪以上のもの	乗用 営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																				
		乗用 自家用	2,700円	—	—																																																				
		貨物 営業用	1,000円	—	—																																																				
		貨物 自家用	1,300円	—	—																																																				
<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車</p> <p>(イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車</p> <p>※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○臨時的軽減措置 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を購入する場合等に限り、税率1%分を軽減</p>		区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)		(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	<p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車</td> <td>(ア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハイブリット車含む)</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(ウ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準75%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準125%達成車</p> <p>(イ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:平成27年度燃費基準120%達成車</p> <p>(ウ)乗用:令和12年度燃費基準55%達成車 貨物:平成27年度燃費基準115%達成車</p> <p>※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>		区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車	(ア)		(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%	LPG車	(ウ)	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%														
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)																																																								
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																							
LPG車	(ウ)	1.0%																																																							
上記以外	2.0%	2.0%																																																							
区分	税率																																																								
	軽自動車	自家用 営業用																																																							
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																							
ガソリン車	(ア)																																																								
(ハイブリット車含む)	(イ)	1.0%																																																							
LPG車	(ウ)	1.0%																																																							
上記以外	2.0%	2.0%																																																							
<p>令和3年10月1日から売渡本数千本につき 6,552円 手持品課税 所持本数千本につき 430円(令和3年10月1日実施)</p>																																																									

年度		令和5年度	令和6年度																																																																																																																
区分	均等割		3,000円(「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行期間終了)																																																																																																																
	個人所得割		定額による所得割の額の特別控除を実施 対象者は、令和6年度の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者特別控除の額は、次の金額の合計額(市県民税の所得割額の割合により市民税と県民税に按分)。ただし、その合計額が市県民税の所得割を超える場合は所得割の額が限度額 1 本人 1万円 2 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき 1万円																																																																																																																
	法人均等割																																																																																																																		
	法人税割																																																																																																																		
固定資産税																																																																																																																			
軽自動車税	種別割		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミニカー(三輪以上)</td> <td></td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの(側車付を含む。)</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">軽自動車</td> <td rowspan="3">三輪のもの</td> <td>旧税率</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>新税率</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">四輪以上のもの</td> <td rowspan="3">乗用</td> <td>営業用</td> <td>旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td>旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物</td> <td>営業用</td> <td>旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td>旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円</td> </tr> <tr> <td>雪上車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>被けん引車</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊農耕作業用自動車</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧税率:平成27年3月31日までの新規登録車に適用(重課税率適用まで) 新税率:平成27年4月1日以後の新規登録車に適用(重課税率適用まで) 重課税率:新規登録から13年を経過した車両に適用</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p> <p>○グリーン化特例(三輪、四輪以上) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの新規登録車で、一定の環境性能を有するものについて、新税率から一定割合を軽減した下記税率を適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>(ア)</th> <th>(イ)</th> <th>(ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪のもの</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る) (イ)令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) (ウ)令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車(三輪のものは乗用営業用に限る) ※(イ)および(ウ)は、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	車種区分		税率	原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)	2,000円	90cc以下のもの	2,000円	125cc以下のもの	2,400円	ミニカー(三輪以上)		3,700円	三輪のもの(側車付を含む。)	3,600円	軽自動車	三輪のもの	旧税率	3,100円	新税率	3,900円	重課税率	4,600円	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円	自家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円	貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円	自家用	旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円	雪上車	3,600円	被けん引車	3,600円	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪の小型自動車	6,000円	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—	営業用	1,000円	—	—	貨物	自家用	1,300円	—	—	営業用	—	—	—	車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)	軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—	営業用	1,000円	—	—	貨物	自家用	1,300円	—	—	営業用	—	—	—
		車種区分		税率																																																																																																															
原動機付自転車	50cc以下のもの(屋根付三輪、特定小型原付を含む。)	2,000円																																																																																																																	
	90cc以下のもの	2,000円																																																																																																																	
	125cc以下のもの	2,400円																																																																																																																	
ミニカー(三輪以上)		3,700円																																																																																																																	
	三輪のもの(側車付を含む。)	3,600円																																																																																																																	
軽自動車	三輪のもの	旧税率	3,100円																																																																																																																
		新税率	3,900円																																																																																																																
		重課税率	4,600円																																																																																																																
	四輪以上のもの	乗用	営業用	旧税率 5,500円 新税率 6,900円 重課税率 8,200円																																																																																																															
			自家用	旧税率 7,200円 新税率 10,800円 重課税率 12,900円																																																																																																															
				貨物	営業用	旧税率 3,000円 新税率 3,800円 重課税率 4,500円																																																																																																													
		自家用			旧税率 4,000円 新税率 5,000円 重課税率 6,000円																																																																																																														
			雪上車		3,600円																																																																																																														
			被けん引車	3,600円																																																																																																															
	小型特殊農耕作業用自動車	2,400円																																																																																																																	
	その他のもの	5,900円																																																																																																																	
	二輪の小型自動車	6,000円																																																																																																																	
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																															
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																														
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																														
	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—																																																																																																													
			営業用	1,000円	—	—																																																																																																													
		貨物	自家用	1,300円	—	—																																																																																																													
			営業用	—	—	—																																																																																																													
車種区分		(ア)	(イ)	(ウ)																																																																																																															
軽自動車	三輪のもの	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																														
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																														
	四輪以上のもの	乗用	自家用	2,700円	—	—																																																																																																													
			営業用	1,000円	—	—																																																																																																													
		貨物	自家用	1,300円	—	—																																																																																																													
			営業用	—	—	—																																																																																																													
環境性能割	<p>※ 令和6年1月1日以降取得車両については、下記燃費基準を適用 (令和5年12月31日までに取得した車両については、前年度の燃費基準を適用)</p> <p>取得価格に下記税率をかけた額(免税点:500,000円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>軽自動車</th> <th>自家用 営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>ガソリン車(ハイブリット車含む)</td> <td>(ア)</td> <td>(イ)</td> </tr> <tr> <td>LPG車</td> <td>(イ)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>(ウ)</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)乗用:令和12年度燃費基準80%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準105%達成車 (イ)乗用:令和12年度燃費基準70%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準達成車 (ウ)乗用:令和12年度燃費基準60%達成車(令和2年度燃費基準達成車に限る。) 貨物:令和4年度燃費基準95%達成車 ※(ア)から(ウ)までは、平成30年排出ガス規制適合かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は、平成17年排出ガス規制適合かつ平成17年排出ガス基準75%低減達成に限る</p>	区分	税率		軽自動車	自家用 営業用	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税	ガソリン車(ハイブリット車含む)	(ア)	(イ)	LPG車	(イ)	1.0%	上記以外	(ウ)	2.0%																																																																																																	
区分	税率																																																																																																																		
	軽自動車	自家用 営業用																																																																																																																	
電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は、平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準10%低減達成に限る)	非課税	非課税																																																																																																																	
ガソリン車(ハイブリット車含む)	(ア)	(イ)																																																																																																																	
LPG車	(イ)	1.0%																																																																																																																	
上記以外	(ウ)	2.0%																																																																																																																	
市たばこ税																																																																																																																			
鉱産税																																																																																																																			
特別土地保有税																																																																																																																			
入湯税																																																																																																																			
事業所税																																																																																																																			

19 電算化に関する調

(1) 導入経過

- 昭和43年度 外部委託による電算処理の開始
 昭和62年度 個人市民税、法人市民税、固定資産税および軽自動車税の賦課事務バッチ処理の実施
 平成元年度 個人市民税、固定資産税および軽自動車税の収納消込バッチ処理の実施
 税オンラインシステムによる検索および各種証明書の発行
 平成4年度 軽自動車税異動処理オンラインシステムの実施
 光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施
 (本体1台、端末1台、スキャナ2台、プリンター1台導入)
 平成6年度 個人市民税および法人市民税異動処理オンラインシステムの実施
 平成8年度 収納支援システムの実施(本体1台、端末4台、プリンター2台導入)
 光ファイルシステムによる個人住民税の過年度課税データ管理の実施
 (本体1台、端末2台、プリンター1台導入)
 平成9年度 収納支援システム端末機等増設(端末6台、プリンター1台)
 複合光ファイルシステムによる過年度分固定資産税台帳および名寄帳データ管理の実施
 (本体1台、端末4台、プリンター2台導入)
 平成14年度 収納支援システム更新(本体1台、端末28台、プリンター6台、中間サーバー1台)
 平成15年度 収納オンラインシステムの実施
 平成17年度 地理情報システム構築事業開始(平成21年度まで)
 平成18年度 収納支援システム更新(本体1台、端末33台、プリンター8台、サーバー2台)
 平成19年度 電子申告(eLTAX)の利用開始
 平成22年度 国税連携システム導入(本体1台、スキャナー1台)
 平成23年度 収納支援システム更新(端末34台、プリンター6台、サーバー2台)
 平成28年度 滞納整理支援システム導入(端末37台、プリンター6台、サーバー1台)
 令和3年度 基幹系システム更新、申告支援システム導入、申告用端末導入(端末13台)
 滞納整理支援システム導入(端末30台、プリンター4台)
 令和5年度 基幹系システム端末導入(端末11台)

(2) 導入機器の推移

- 昭和62年度 NEC ACOS-450
 平成2年度 NEC ACOS-3400
 平成6年度 NEC ACOS-3500
 平成10年度 NEC ACOS-PX7600/12SV
 NEC MA23C(Mate NX)
 平成14年度 NEC ACOS i-PX7600/116
 NEC MA12H(Mate)
 平成18年度 NEC ACOS i-PX/S162
 NEC MY26X
 平成23年度 NEC Express5800/R120b-2
 NEC MK31L (Mate)
 平成28年度 NEC MA-N (Mate)
 令和元年度 NEC MK27E (Mate)
 令和3年度 NEC MKE32 (Mate)、NEC VX-9 (VersaPro)
 令和5年度 NEC VKT44X-C (VersaPro)

(3) 端末機等の設置台数の推移

区分 年度	市民税課		資産税課		納税課		特別滞納整理課	
	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター	端末台数	プリンター
13～14	16	6	12	4	6	3	—	—
15～18	16	6	12	4	11	4	—	—
19	16	6	14	4	11	4	—	—
20	16	6	16	4	11	4	—	—
21	19	6	16	4	11	4	—	—
22～23	28	6	16	4	11	4	—	—
24～25	28	6	17	4	13	4	1	0
26～27	28	6	17	3	13	4	1	0
28	28	6	17	3	14	4	0	0
29	28	6	20	3	14	4	0	0
30	30	5	18	3	14	4	0	0
元	30	5	17	3	14	4	0	0
2	30	5	18	3	14	4	0	0
3	30	5	17	3	14	4	0	0
4	30	5	19	3	30	4	0	0
5	30	5	30	3	30	4	0	0
6	35	4	30	3	30	4	0	0

20 税に関する広報活動の概要

(1) 「広報あきた」等マスメディアによるPR

広報あきた、新聞、テレビ、ラジオを活用

市民税の申告の手続、軽自動車税(種別割)の登録・減免、市税完納強調月間、税制改正等についてPR

(2) インターネットに市民税課ホームページを公開

(秋田市ホームページ) <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/index.html>

(3) 税に関するパンフレットの作成および配布

対 象……一般市民

配布先……市の公共施設、一般市民等

(4) 税のイメージキャラクター「ゼイキッズ」の活用

封筒等への印刷、パンフレット類への掲載、着ぐるみを活用した市税のPR

(5) 各種税務機関作成ポスターの配布

配布先……市の公共施設等

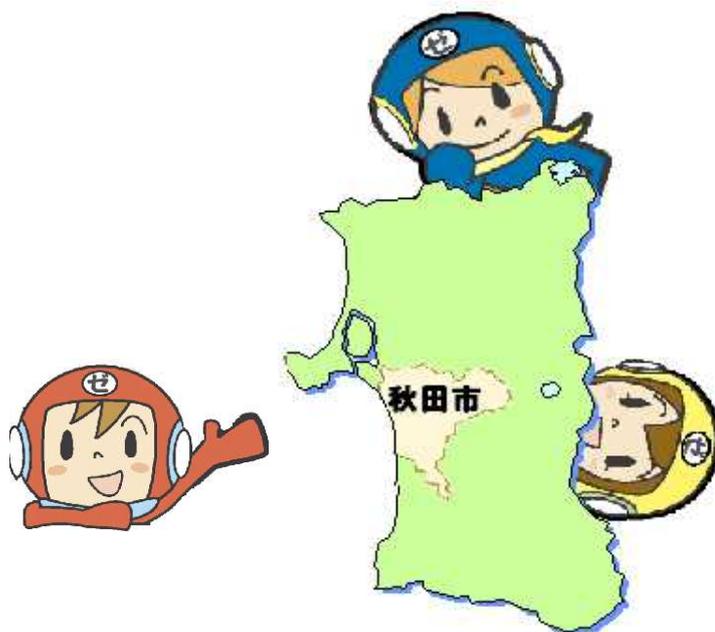
(6) 「税務概要」の作成、配布および掲示

配布先……各図書館

掲 示……市民税課ホームページ

(7) 「口座振替」の勧奨

市県民税(普徴徴収)・固定資産税の納税通知書に、口座振替の勧奨チラシを同封



令和6年度版
税務概要

(通巻59号)

編集・発行 秋田市企画財政部市民税課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

電話(018)888-5475